

CHIBAちば

令和4年度
千葉県男女共同参画白書



男女
共同
参画

千葉県



男女
共同
参画

表紙【男女共同参画シンボルマーク】について

男女共同参画社会基本法制定 10 周年を迎える平成 21 年に、内閣府男女共同参画局が公募により決定したシンボルマークは、男女が手を取りあっている様子をモチーフにし、互いに尊重しあい、共に歩んでいけたらという願いをこめデザインされました。12 年の時を経て、男女共同参画の取組をさらに加速するよう、令和 3 年にシンボルマークがリニューアルされました。

はじめに

近年、人口減少や少子高齢化の急速な進展、長引く新型コロナウイルス感染症の影響など、男女共同参画を取り巻く状況は大きく変化しています。

一方で、人々の意識の中に長い時間をかけて形成された固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）など、男女共同参画社会の実現に向けた課題も根強く存在しています。

県では、こうした社会情勢の変化や課題に対応するため、令和3年度からスタートした「第5次千葉県男女共同参画計画」に基づき、市町村や民間団体等との連携・協力の下、ワーク・ライフ・バランスの普及促進、子育て・介護への支援、DV・児童虐待対策、男女共同参画への理解と意識づくりに向けた広報啓発など、様々な施策を総合的かつ計画的に推進しているところです。

こうした取組を今後も着実に推進し、男女共同参画社会を実現していくためには、男女共同参画に関する様々な状況を統計データ等により分かりやすく「見える化」するとともに、行政が取り組む施策について広く県民の皆様にも周知していくことが重要です。

そこで、本県における男女共同参画を取り巻く最新の統計データと令和3年度における男女共同参画施策の推進状況を白書として取りまとめました。

また、「第5次千葉県男女共同参画計画」では、計画に位置付けた31の指標を毎年度、把握・分析するとともに、事業の実施状況等を踏まえ、必要な改善を次の事業に反映させる新たな評価制度を導入したところであり、本白書には、令和4年度に実施した評価結果も掲載しました。

本白書が、皆様にとって、本県における男女共同参画の状況や施策等に対する理解と関心を深めるとともに、家庭や地域、職場、学校など身近なところから取組を進めていただくための一助となれば幸いです。

令和5年1月

千葉県総合企画部長 高橋 俊之

第1部 本県における男女共同参画の現状について、グラフや表を用いて解説しています。

第2部 令和3年度に実施した本県の男女共同参画施策と、第5次千葉県男女共同参画計画の外部評価の結果について、取りまとめています。

第3部 本県の男女共同参画センターの事業について掲載しています。

【はじめに】

第1部 千葉県における男女共同参画社会の形成の状況

【千葉県における男女共同参画の状況】

I	人口	1
II	意識	4
III	政策・方針決定過程における女性の参画	13
IV	労働	24
V	福祉	43
VI	人権	48
VII	健康	62
VIII	防災	69
IX	教育	70
X	国際	73

【県内市町村における男女共同参画の状況】

(1)	推進体制	76
(2)	男女共同参画担当課・室	77
(3)	男女共同参画に係る計画策定・条例制定状況	79
(4)	男女共同参画のための総合的な施設設置状況	81
(5)	審議会等における女性委員の登用状況	83
(6)	市町村職員における女性管理職の登用状況	85

第2部 千葉県における男女共同参画施策の推進

【第5次千葉県男女共同参画計画の概要】		87
【第5次千葉県男女共同参画計画に係る事業の実績】		90
【第5次千葉県男女共同参画計画における指標の到達状況】		117
【第5次千葉県男女共同参画計画の評価について】		119
【第5次千葉県男女共同参画計画関係事業 令和3年度予算額・決算額 及び 令和3年度・令和4年度当初予算額比較】		144

第3部	千葉県男女共同参画センター事業一覧	146
------------	-------------------	-----

千葉県における 男女共同参画社会の形成の状況

第1部

千葉県における 男女共同参画の状況

第1部 【千葉県における男女共同参画の状況】 目次詳細

図表No.	データ名	ページ
I 人口		
1	人口の推移(千葉県)	1
2	人口ピラミッド(千葉県)	2
3	年齢3区分別人口の推移(千葉県)	3
4	高齢化率の推移(千葉県・全国)	3
5	65歳以上人口の年齢階級別男女の割合(千葉県)	3
II 意識		
6	男女の平等意識(千葉県)	4
7	男女の平等意識(千葉県・全国)	5
8	男女の平等意識の推移(千葉県)	5
9	言葉の認知度(千葉県)	6
10	「男は仕事、女は家庭」の考え方の推移(全国)	7
11	「男は仕事、女は家庭」の考え方(千葉県)	7
12	家事等の役割分担(千葉県)	8
13	家事関連時間(千葉県)	9
14	子どもの教育における男女平等の意識(千葉県)	10
15	結婚についての考え方(千葉県)	11
16	非婚化について(千葉県)	12
III 政策・方針決定過程における女性の参画		
17	全国都道府県議会における女性議員割合の推移	13
18	千葉県議会における女性議員割合の推移	13
19	全国市議会における女性議員割合の推移	14
20	千葉県の市議会における女性議員割合の推移	14
21	全国町村議会における女性議員割合の推移	15
22	千葉県の町村議会における女性議員割合の推移	15
23	国・千葉県・千葉県内市町村の審議会等における女性委員割合の推移	16
24	政策や企画、方針決定に関わる女性の割合が少ない理由(千葉県)	17
25	職種別県職員数(千葉県)	18
26	千葉県職員における女性職員の管理職への登用率の推移	18
27	市町村職員における女性職員の管理職への登用率の推移(千葉県・全国)	19
28	本務教員に占める女性教員の割合(千葉県・全国)	20
29	産業別男女別役員数の推移(千葉県)	21
30	一事業所当たりの女性管理職の割合(千葉県)	21
31	女性農業委員数の推移(千葉県)	22
32	農協・漁協における女性役員数の推移(千葉県)	22
33	自治会長に占める女性の割合(千葉県・全国)	22
34	PTA会長における女性会長の割合(小・中学校・千葉県)	23
35	警察における女性警察官の割合(千葉県)	23

図表No.	データ名	ページ
IV 労働		
36	年齢階級別、男女別有業率及び就業希望率(千葉県)	24
37	年齢5歳階級別労働力率の推移(千葉県・女性)	24
38	男女別労働力率の推移(千葉県)	25
39	男女別雇用者数の推移及び雇用者総数に占める女性の割合(千葉県)	25
40	役員を除く雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合の推移(千葉県)	26
41	共働き等世帯数の推移(全国)	26
42	女性15歳以上人口の就業状況(千葉県・全国)	27
43	女性(25～44歳)の就業率(千葉県)	27
44	年齢階級別・雇用形態別雇用者数(千葉県 女性)	28
45	年齢階級別・雇用形態別雇用者数(千葉県 男性)	28
46	従業上の地位別・男女別就業者数の推移(千葉県)	29
47	男女別労働者の1時間当たり平均所定内給与額格差(千葉県)	29
48	男女別雇用者の所定内給与額と賃金の男女間格差の推移(千葉県)	30
49	調査対象事業所における育児休業の取得状況(千葉県)	30
50	男女別育児休業取得率(全国)	31
51	県職員における男性の育児休業の取得率(千葉県)	31
52	男性の育児休業取得の義務化についての考え(千葉県)	31
53	男性の育児休業取得の義務化に賛成する理由・反対する理由(千葉県)	32
54	常用労働者1人平均月間労働時間(千葉県)	32
55	従業員の年次有給休暇の平均取得率(千葉県)	33
56	ワーク・ライフ・バランスの実現度(千葉県)	33
57	仕事と家庭生活の両立のために必要と思う環境整備(千葉県)	34
58	有給休暇、育児・介護休業の取りやすさ(千葉県)	35
59	出生率低下の原因(千葉県)	36
60	家族経営協定締結数の推移(千葉県・全国)	37
61	男女別農業経営者数(千葉県・全国)	38
62	農林漁業関連起業活動において女性が主たる経営を担っている経営体数の推移(千葉県)	38
63	女性の起業に関する考え方(千葉県)	39
64	女性の活躍についての考え方(千葉県)	40
65	女性の活躍を推進した方がよい理由・推進しない方がよい理由(千葉県)	40
66	職場で仕事内容や待遇面の運用などで男性が優遇されていると思うこと(千葉県)	41
67	職場で仕事内容や待遇面の運用などで女性が優遇されていると思うこと(千葉県)	42

図表No.	データ名	ページ
V 福祉		
68	保育所等の数と定員数の推移(千葉県)	43
69	保育所等の定員と入所児童と待機児童数(千葉県)	43
70	延長保育を実施している保育所等の数の推移(千葉県)	44
71	放課後児童クラブの設置状況(千葉県)	44
72	放課後児童クラブの待機児童数(千葉県)	45
73	母子世帯数・父子世帯数の推移(千葉県・全国)	45
74	65歳以上の世帯員がいる一般世帯数・構成割合(千葉県・全国)	46
75	要支援・要介護認定者の状況(千葉県)	47
VI 人権		
76	機関別相談件数の推移(千葉県)	48
77	機関別相談形態別相談件数及び割合(千葉県)	49
78	専門相談件数(千葉県)	50
79	一時保護件数の推移(千葉県)	50
80	市町村におけるDV相談件数(千葉県)	51
81	千葉県警察におけるDV相談状況	51
82	千葉県警察における措置状況(複数計上)	52
83	保護命令の発令状況(全国順位)	52
84	千葉県警察本部で受理した性犯罪の相談件数の推移	53
85	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談件数(千葉県)	54
86	強制的性交等・強制わいせつの認知件数(千葉県)	54
87	売春防止法違反の送致状況(千葉県)	55
88	ストーカー事案の認知件数及び措置状況(千葉県)	55
89	千葉労働局におけるセクシュアル・ハラスメントの相談・指導件数の推移(千葉県・全国)	56
90	人権が侵害されていると感じること(千葉県)	57
91	DVの被害経験(千葉県)	58
92	DVの被害経験(千葉県・全国)	59
93	DVIにあたる行為についての認識(千葉県)	60
94	DVIに関する相談窓口の認知度(千葉県)	60
95	DV被害の相談有無(千葉県)	61
96	DV被害の相談有無(千葉県・全国)	61

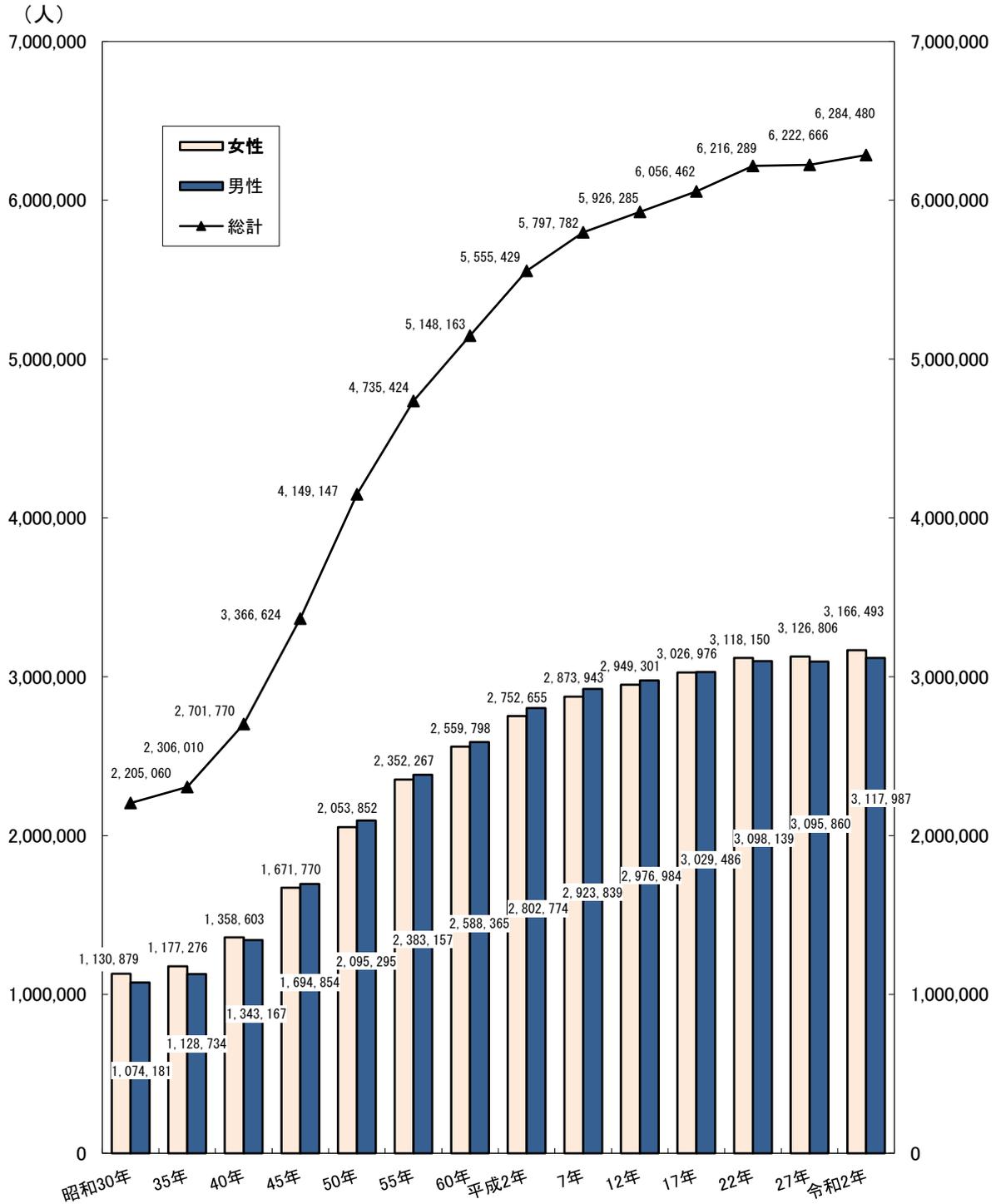
図表No.	データ名	ページ
VII 健康		
97	合計特殊出生率の推移(千葉県・全国)	62
98	母の年齢階級別出生数の推移(千葉県)	62
99	乳児死亡率の推移(千葉県・全国)	63
100	新生児死亡率の推移(千葉県・全国)	63
101	周産期死亡率の推移(千葉県・全国)	64
102	年齢階級別人工妊娠中絶の状況(千葉県)	64
103	男女別主要死因の構成割合(千葉県)	65
104	各がんの早世死亡件数(65歳未満)の男女比較(千葉県)	66
105	各がんの早世係数の男女比較(千葉県)	66
106	男女別HIV感染者・AIDS患者届出状況(千葉県)	67
107	男女別・年齢別自殺者数(千葉県)	67
108	自殺者数の推移(千葉県)	68
109	男女別健康寿命の推移(千葉県)	68
VIII 防災		
110	千葉県防災危機管理部における女性職員の割合	69
111	県内消防団における女性消防団員数(千葉県)	69
IX 教育		
112	高等学校卒業者の大学・短大への進学者数の推移(千葉県)	70
113	大学における男女別専攻分野別に見た学生数の推移(全国)	71
114	高等学校の主な学科別生徒数の推移(千葉県)	72
X 国際		
115	ジェンダーギャップ指数(国際比較)	73
116	就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合(国際比較)	73
117	女性の年齢階級別労働力率(国際比較)	74
118	6歳未満の子どもを持つ夫の1日当たり家事・育児時間の国際比較	75

I 人口

1 千葉県における人口の推移

千葉県の人口は60年で約2.7倍に増加しました。しかし近年は、増加の幅が小さくなっています。

図表1 人口の推移（千葉県）

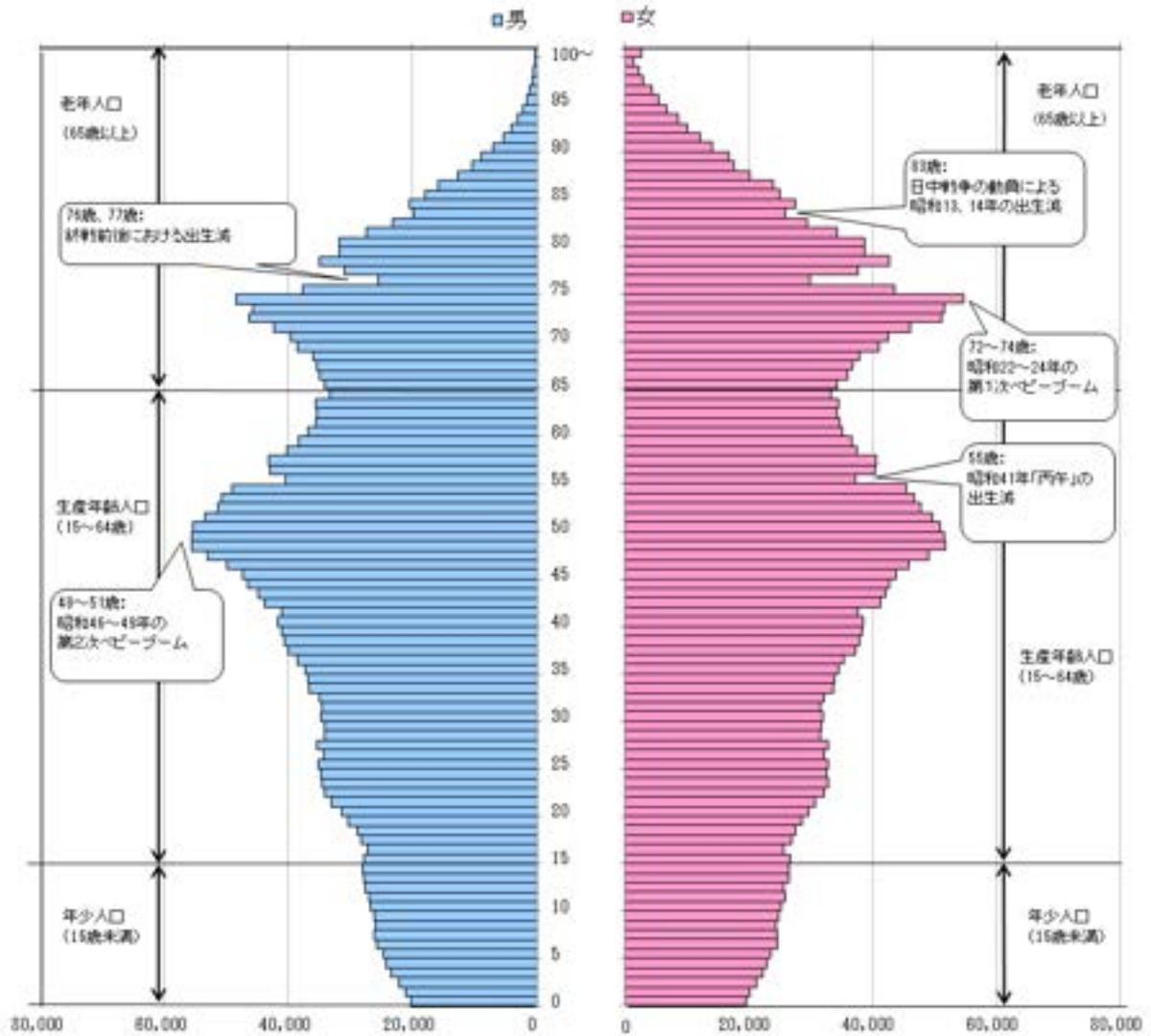


資料出典：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

2 人口の構成

年少人口、生産年齢人口では男女の構成比の差は見られませんが、老年人口では年齢階級が上がるにつれ女性の比率が増えています。

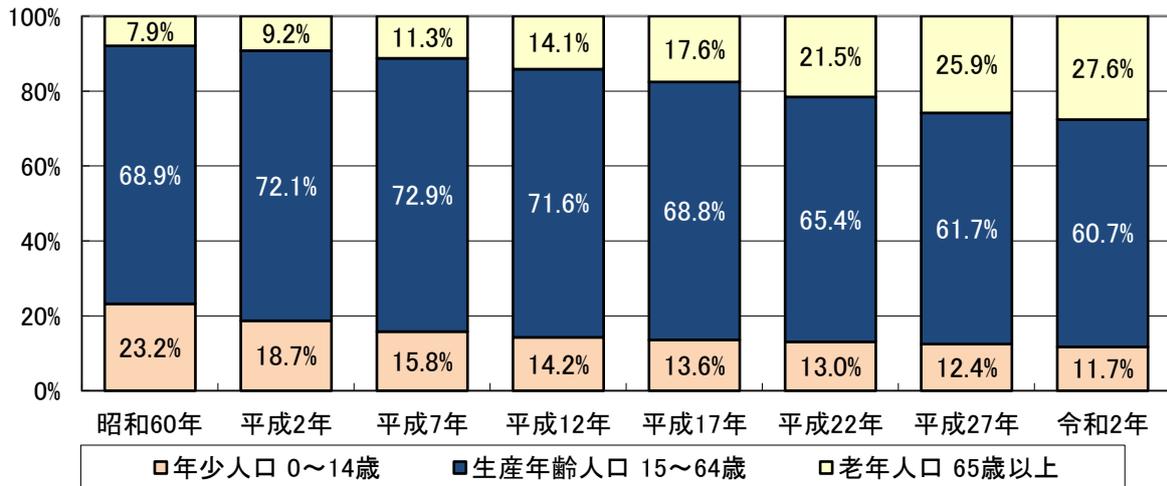
図表2 人口ピラミッド（千葉県）



(人)

資料出典：千葉県統計課「千葉県年齢別・町丁字別人口」（令和4年4月1日現在）

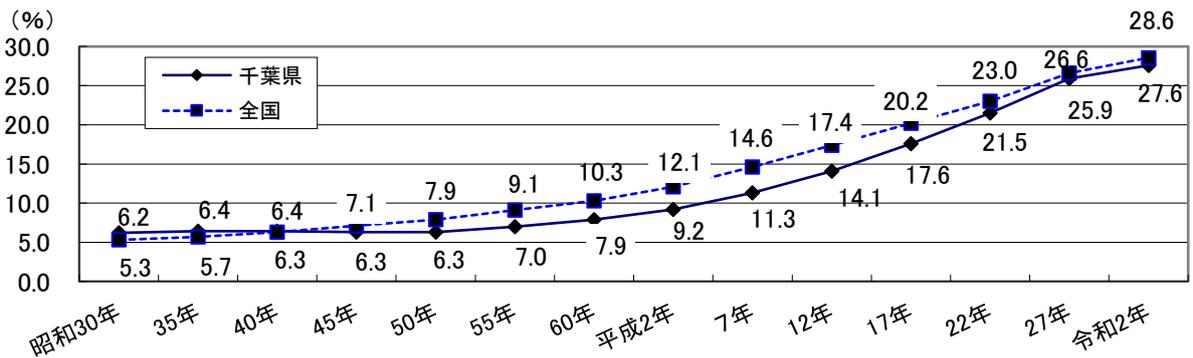
図表3 年齢3区分別人口の推移(千葉県)



※割合は、平成27年までは分母から年齢不詳の数を除いて算出し、令和2年からは不詳補完値を用いている。

資料出典：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

図表4 高齢化率*の推移(千葉県・全国)

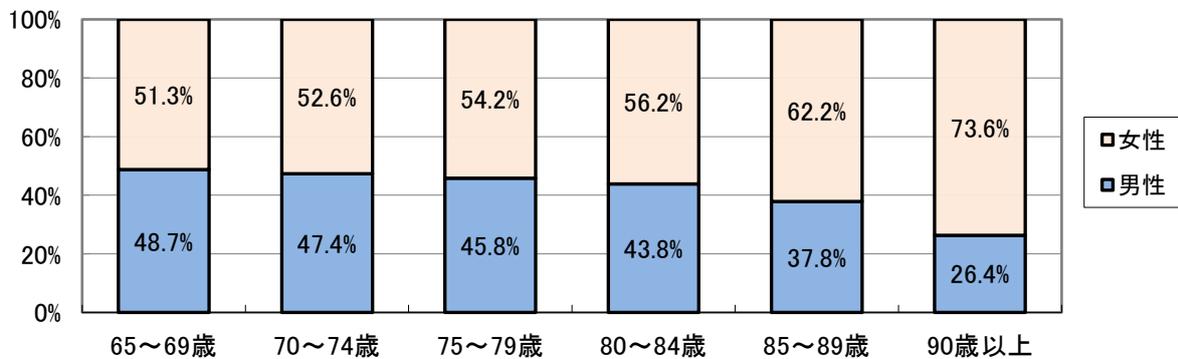


* 総人口に占める65歳以上人口の割合

※ 年齢不詳を除く

資料出典：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

図表5 65歳以上人口の年齢階級別男女の割合(千葉県)



※年齢別人口は不詳補完値、割合は千葉県が算出。

資料出典：総務省「国勢調査」(令和2年10月1日現在)

II 意識

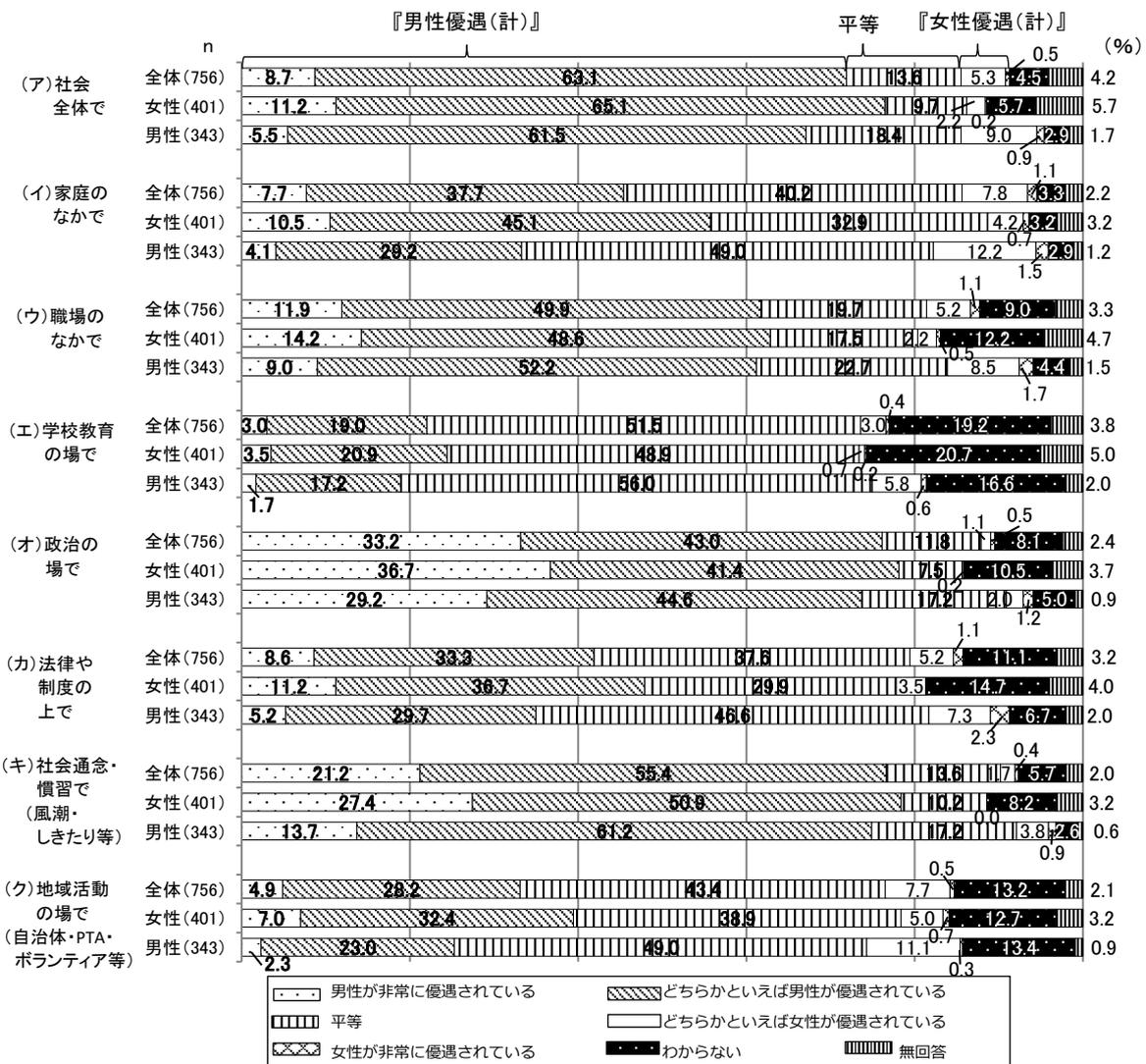
1 男女共同参画全般について

(1) 男女の平等意識

令和元年11月に実施した「男女共同参画の実現に向けての県民意識調査（以下「県民意識調査」という。）」において、男女平等意識について聞いたところ、「(ア) 社会全体で」は、『男性優遇（計）』が71.8%、「平等」が13.6%、『女性優遇（計）』が5.8%となっています。性別で見ると、『男性優遇（計）』は、女性が男性よりも9.3ポイント高くなっています。

各分野別に見ると、『男性優遇（計）』は、「(キ) 社会通念・慣習で(風潮・しきたり等)」が76.6%と最も高く、次いで「(オ) 政治の場で」が76.2%、「(ア) 社会全体で」が71.8%となっており、「平等」は、「(エ) 学校教育の場で」が51.5%で最も高く、『女性優遇（計）』は、どの分野でも10.0%未満となっています。

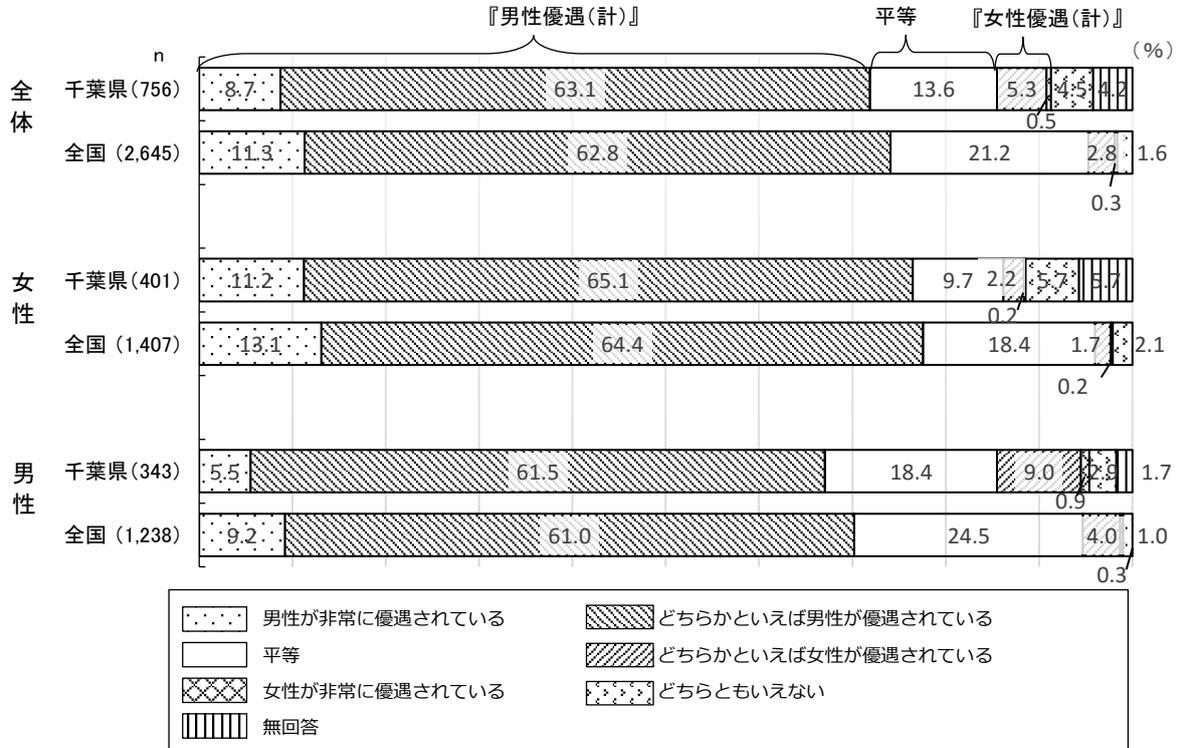
図表6 男女の平等意識（千葉県）



資料出典：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」（令和元年11月）

県民意識調査と全国調査の社会全体における男女平等意識を比較すると、大きな差異は見られません。また、全体の「平等」は、千葉県が全国よりも7.6ポイント低いです。

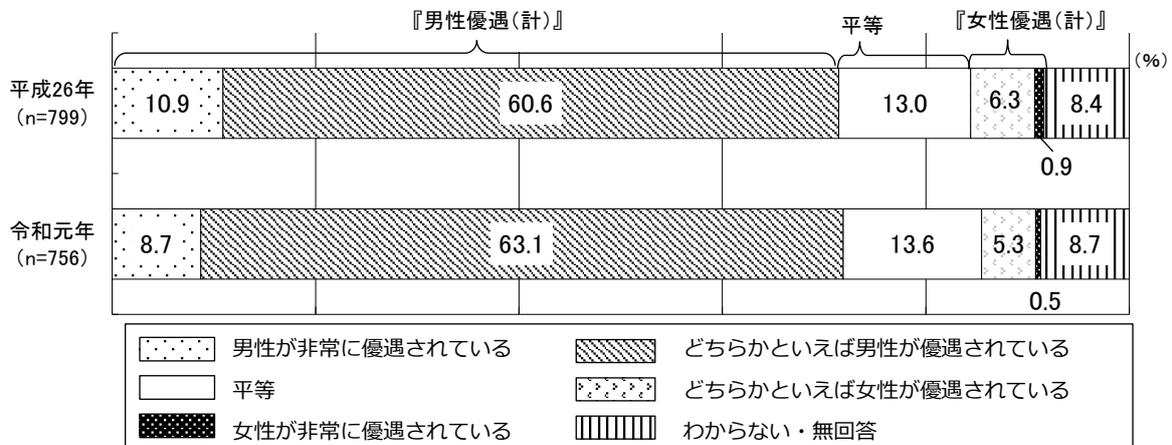
図表7 男女の平等意識（千葉県・全国）



資料出典：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和元年9月）
 千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」（令和元年11月）

社会全体における男女平等意識を前回調査（平成26年）と比較すると、大きな差異はみられません。

図表8 男女の平等意識の推移（千葉県）

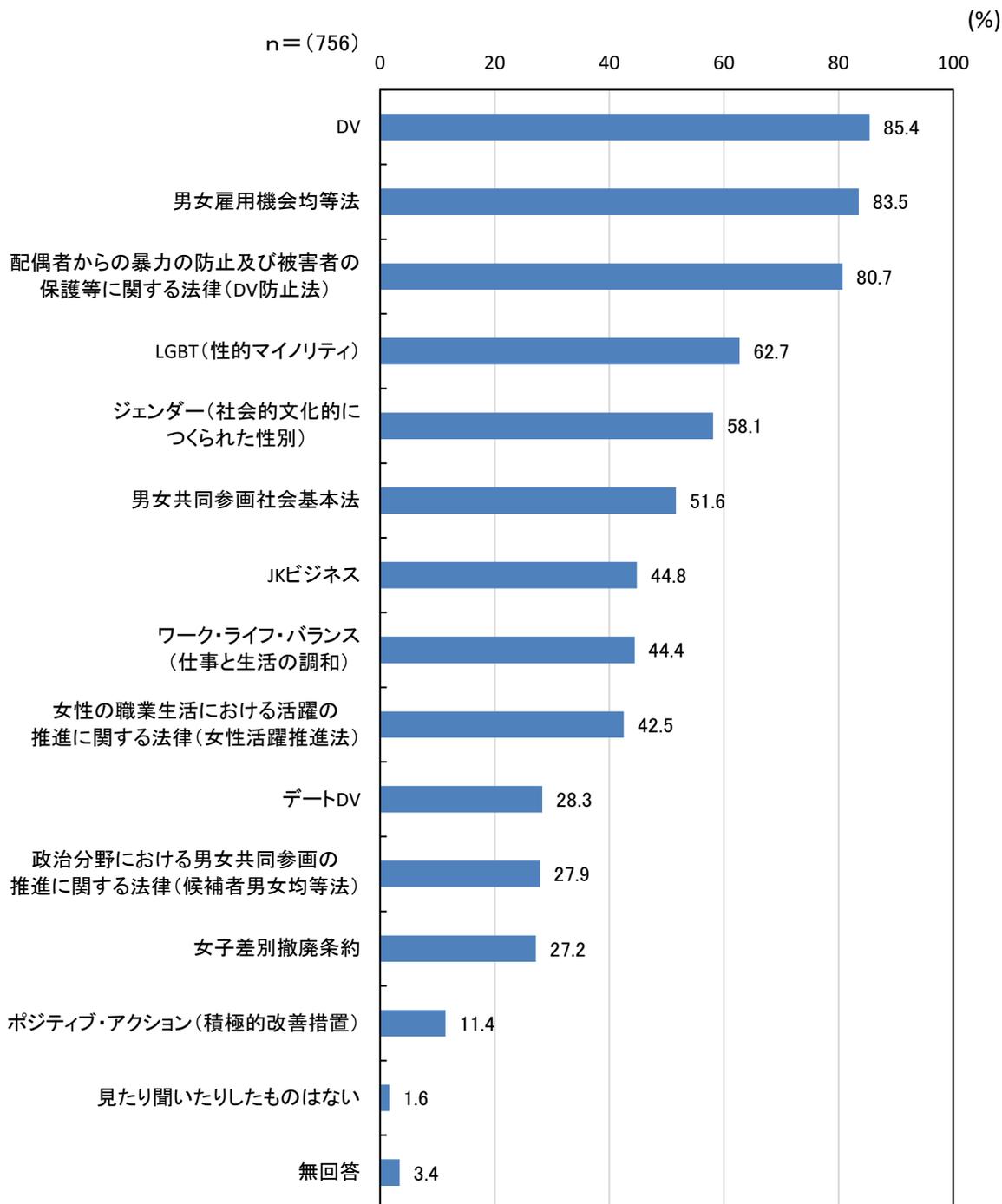


資料出典：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」（令和元年11月）
 千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」（平成26年10月）

(2) 言葉の認知度

県民意識調査において、言葉の認知度について聞いたところ、「DV」が85.4%と最も高く、次いで「男女雇用機会均等法」が83.5%、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」が80.7%となっています。

図表9 言葉の認知度（千葉県）

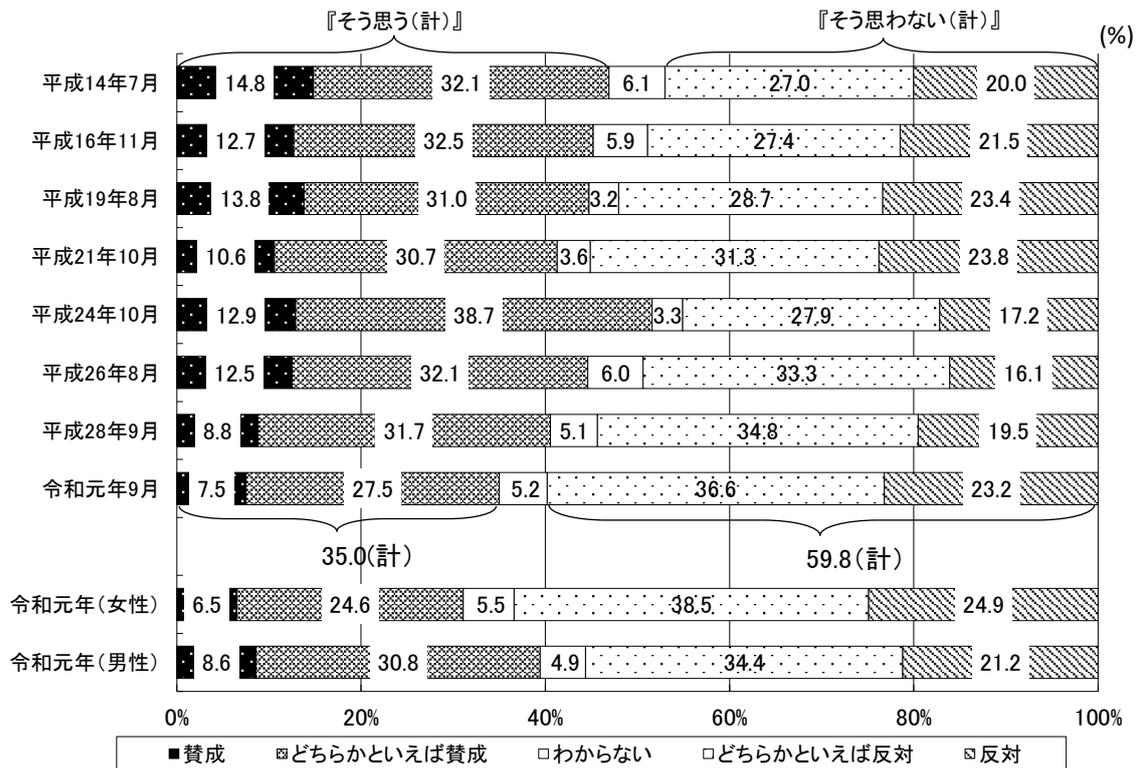


資料出典：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」（令和元年11月）

2 男女の役割分担

令和元年度の内閣府調査によると、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識について、『そう思わない(計)』が『そう思う(計)』を上回っています。

図表10 「男は仕事、女は家庭」の考え方の推移(全国)

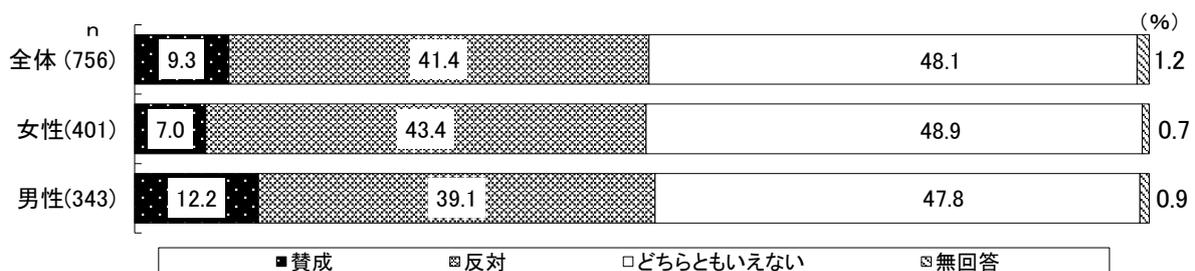


資料出典：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(令和元年9月)
 ※平成26年8月のみ内閣府「女性の活躍推進に関する世論調査」

県民意識調査において、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識について聞いたところ、「賛成」が9.3%、「反対」が41.4%と、「反対」が「賛成」を大きく上回っています。

性別で見ると、「賛成」は男性が女性よりも5.2ポイント高くなっています。

図表11 「男は仕事、女は家庭」の考え方(千葉県)



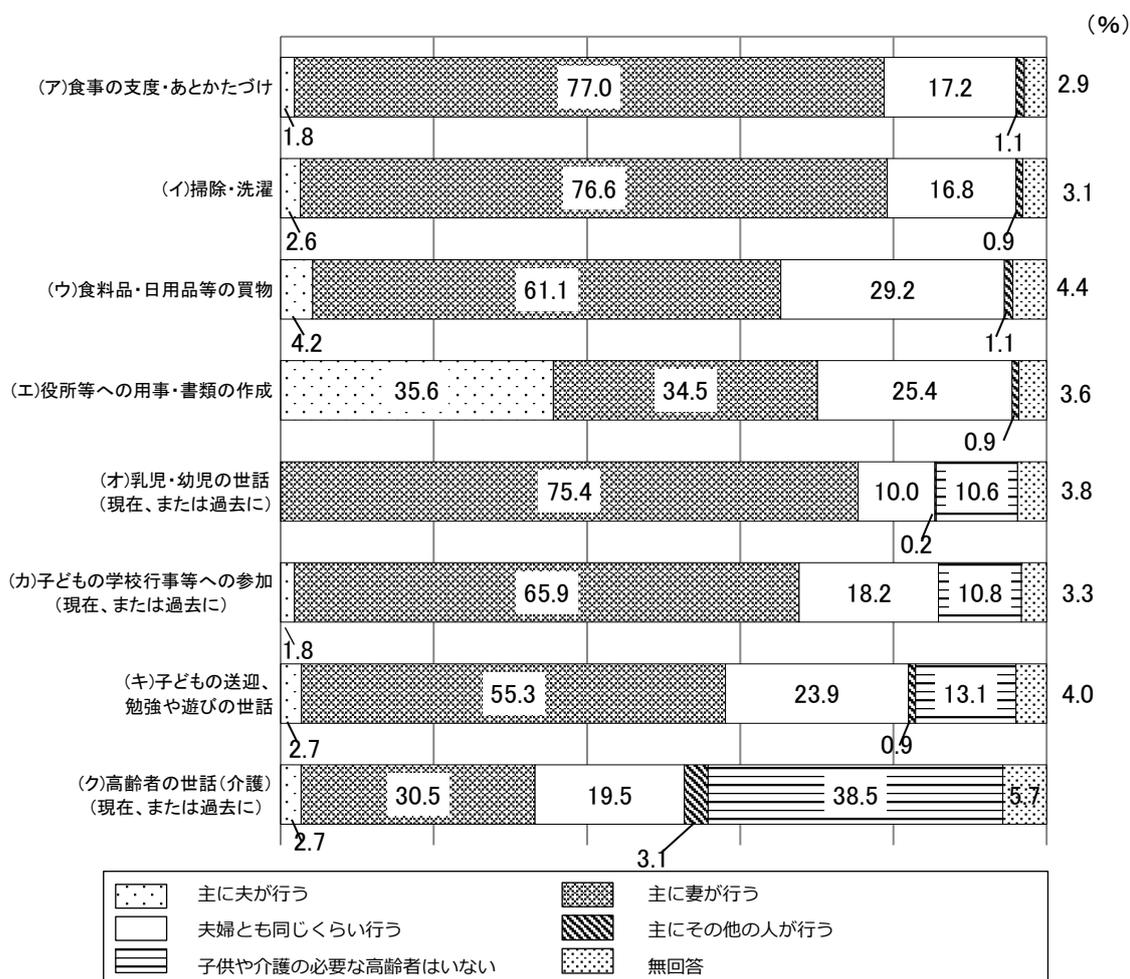
資料出典：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

県民意識調査において、家事等の役割分担の現実について聞いたところ、「主に夫が行う」は、「(エ) 役所等への用事・書類の作成」が35.6%で最も高くなっています。

「主に妻が行う」は、「(ア) 食事の支度・あとかたづけ」が77.0%で最も高く、次いで「(イ) 掃除・洗濯」が76.6%、「(オ) 乳児・幼児の世話（現在、または過去に）」が75.4%となっています。

「夫婦とも同じくらい行う」は、「(ウ) 食料品・日用品等の買物」が29.2%で最も高く、次いで「(エ) 役所等への用事・書類の作成」が25.4%、「(キ) 子どもの送迎、勉強や遊びの世話」が23.9%となっています。

図表12 家事等の役割分担（千葉県）

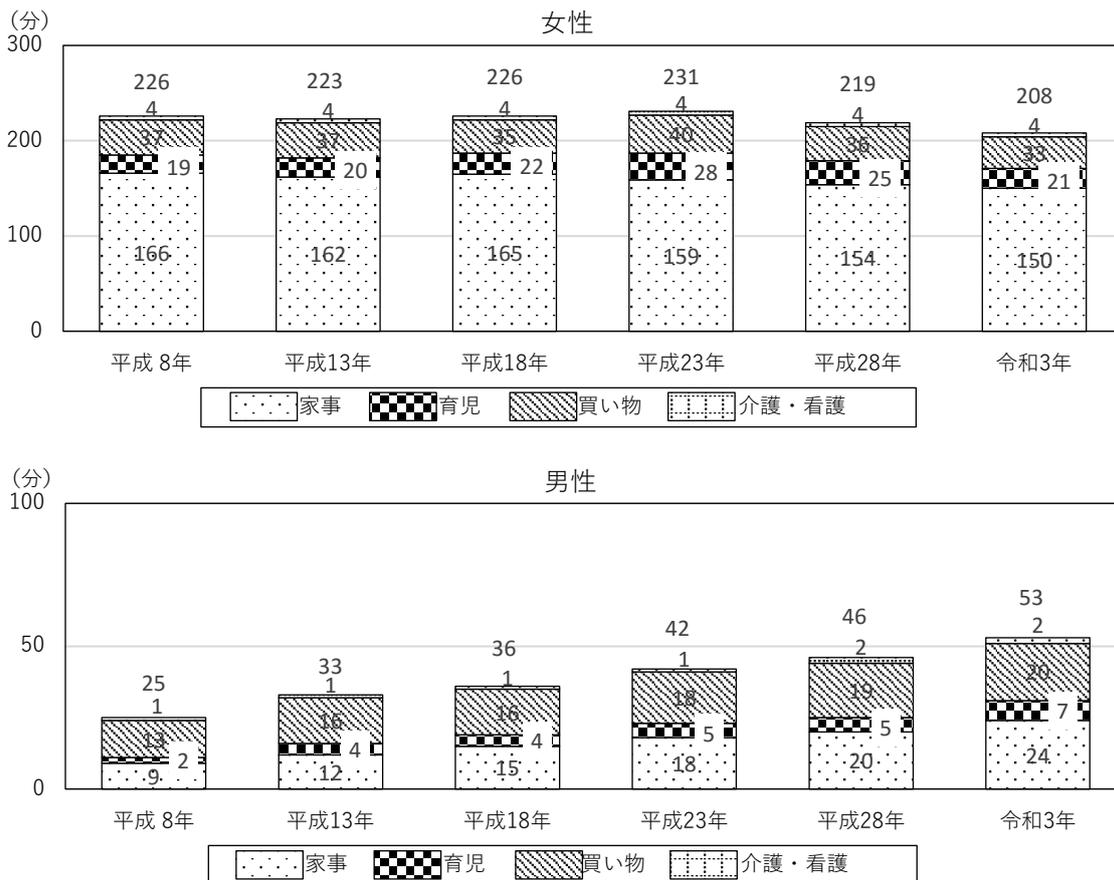


資料出典：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」（令和元年11月）

家事関連時間*は、女性が男性の3倍以上と、多くなっています。また、近年、男性の家事関連時間に増加傾向が見られます。

*ここでいう「家事関連時間」は、10歳以上の人「家事」、「育児」、「買い物」、「介護・看護」を行っている時間（週全体平均）を指す。

図表13 家事関連時間（千葉県）



資料出典：総務省「社会生活基本調査」

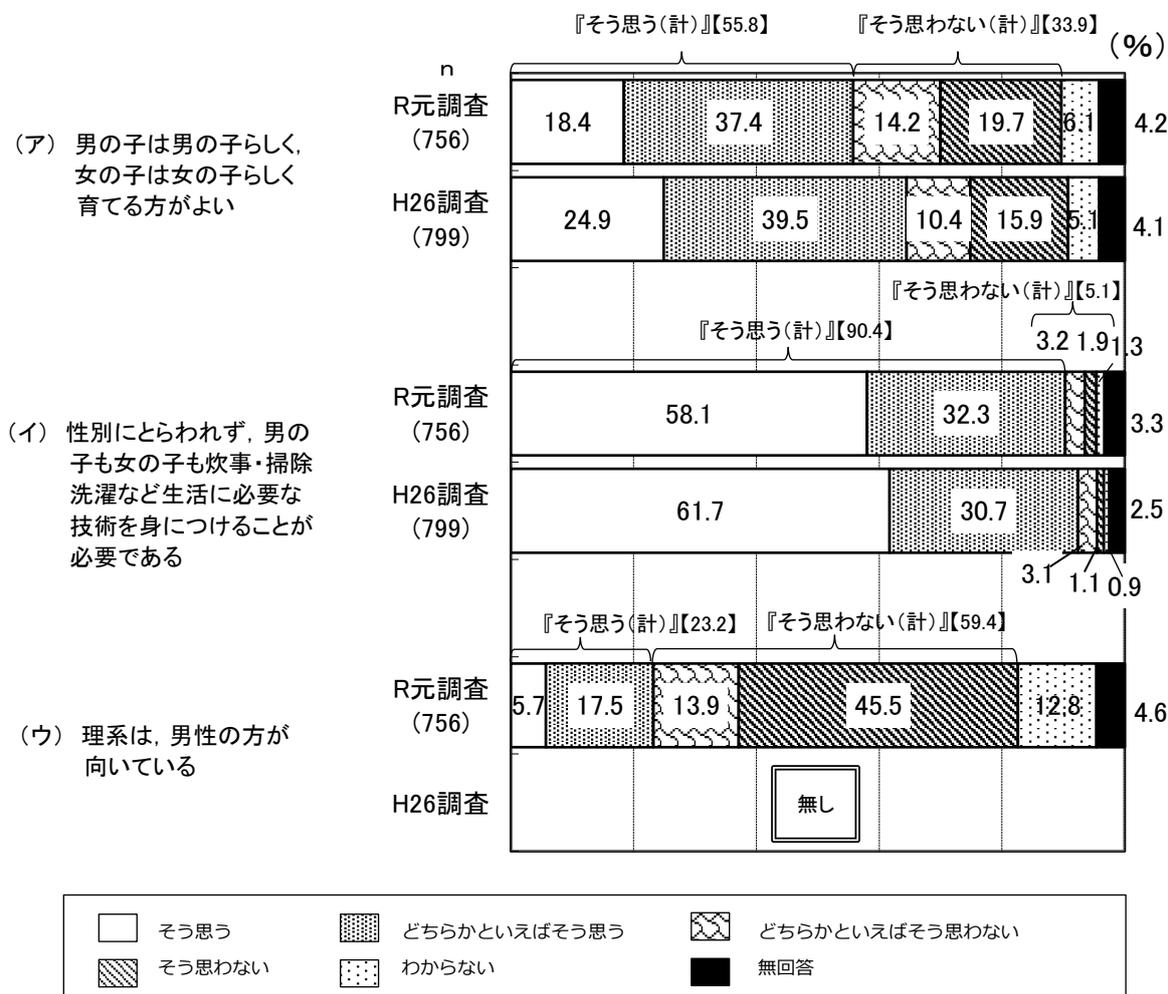
3 子どもの教育における男女平等の意識

県民意識調査において、子どもの教育における男女平等の意識について聞いたところ、「(ア) 男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てる方がよい」については、『そう思う(計)』が55.8%となっています。

「(イ) 性別にとらわれず、男の子も女の子も炊事・掃除・洗濯など生活に必要な技術を身につけることが必要である」については、『そう思う(計)』が90.4%となっています。

「(ウ) 理系は、男性の方が向いている」については、『そう思わない(計)』が59.4%となっています。

図表14 子どもの教育における男女平等の意識(千葉県)



資料出典：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

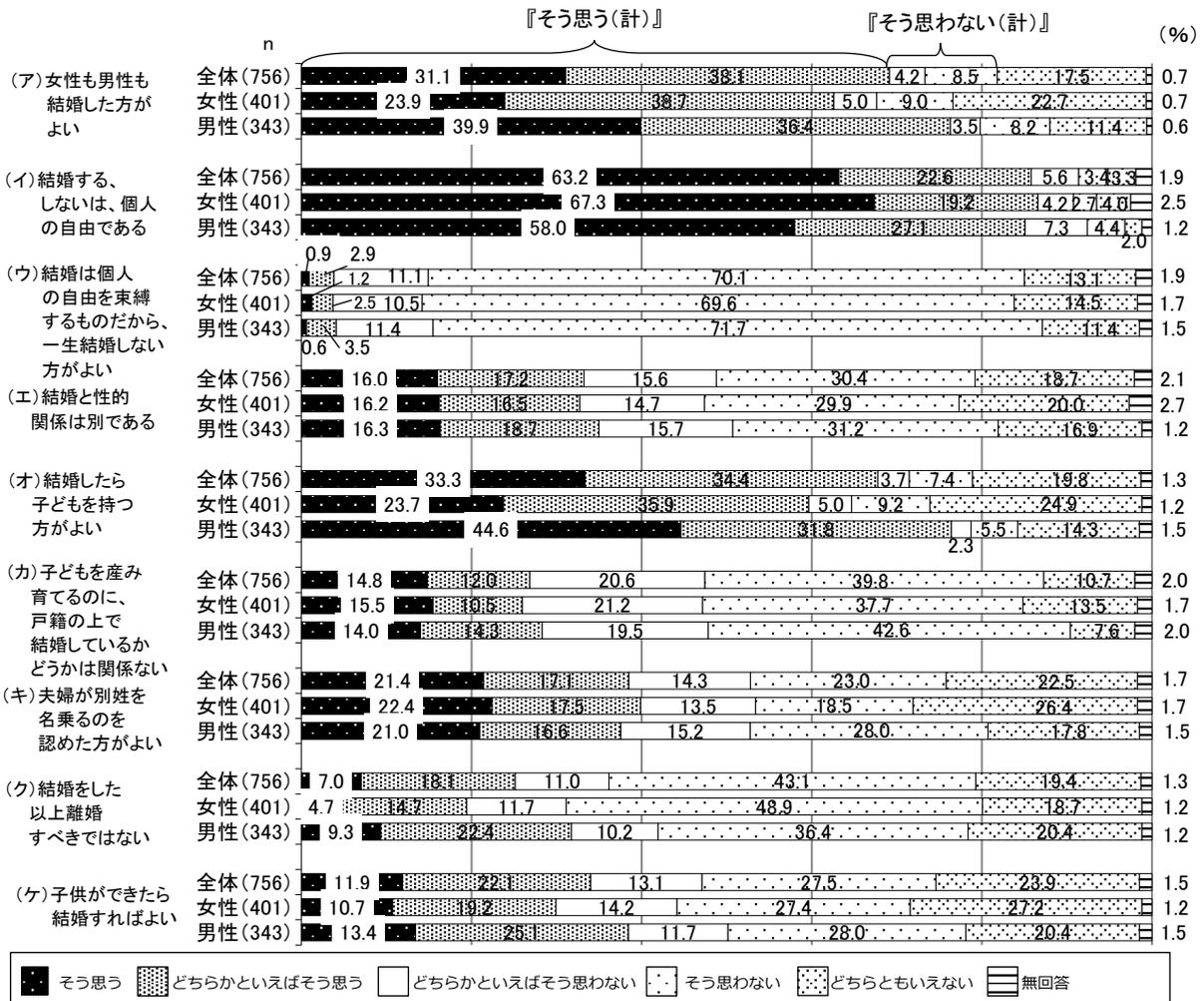
4 結婚についての考え方

県民意識調査において、結婚についての考えを聞いたところ、「(ア) 女性も男性も結婚した方がよい」について、『そう思う(計)』が69.2%となっています。一方、「(イ) 結婚する、しないは、個人の自由である」について、『そう思う(計)』が85.8%となっています。

また、「(オ) 結婚したら子供を持つ方がよい」について、『そう思う(計)』は67.7%、「(カ) 子どもを産み育てるのに、戸籍の上で結婚しているかは関係ない」については、『そう思わない(計)』が60.4%となっています。

性別で見ると、「(ア) 女性も男性も結婚した方がよい」について、『そう思う(計)』は、男性が女性より13.7ポイント高くなっています。また、「(オ) 結婚したら子供を持つ方がよい」について、『そう思う(計)』は、男性が女性より16.8ポイント高くなっています。「(ク) 結婚した以上離婚すべきではない」について、『そう思わない(計)』は、女性が14.0ポイント高くなっています。

図表15 結婚についての考え方(千葉県)

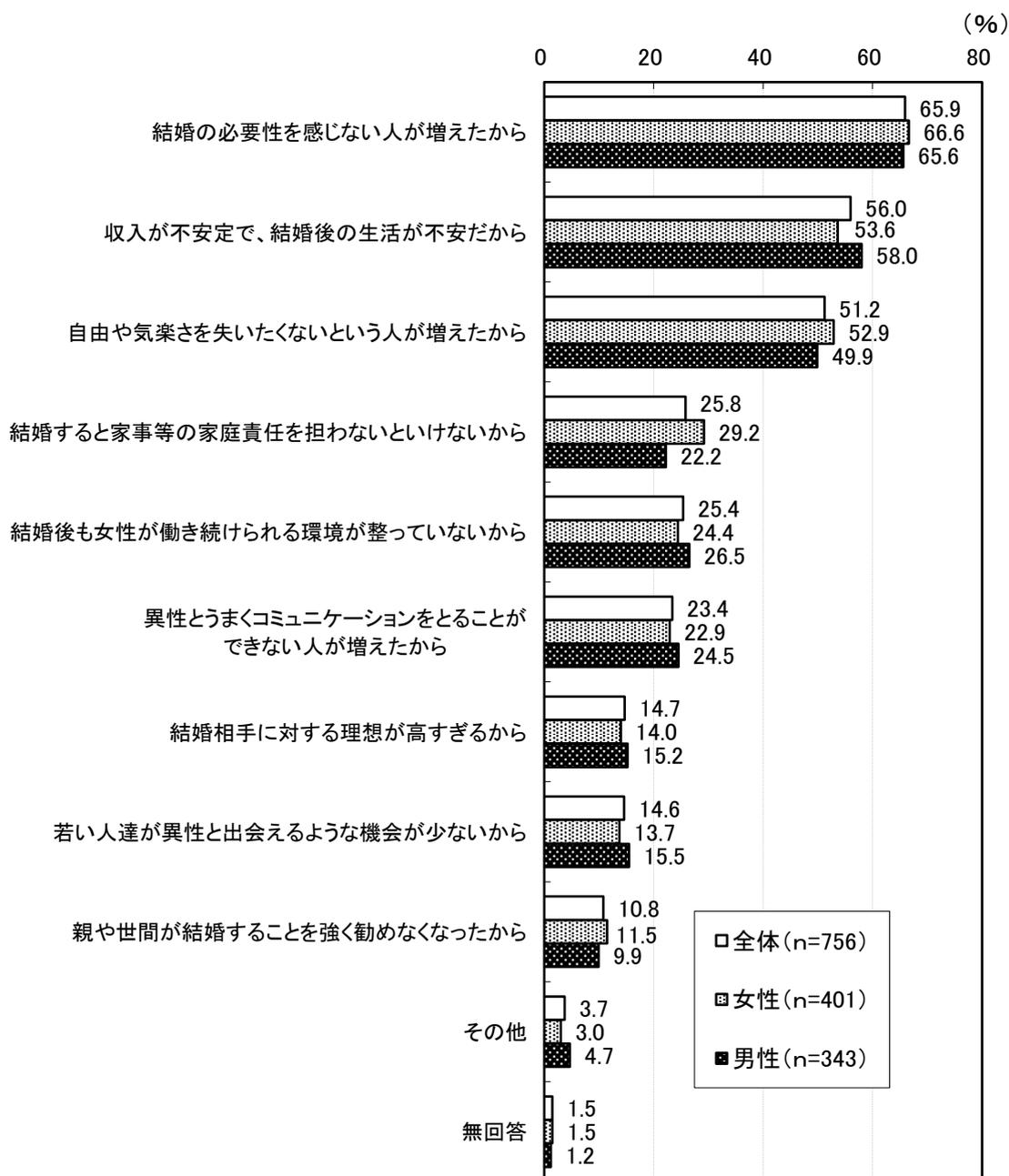


資料出典：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

県民意識調査において、非婚化する理由を聞いたところ、「結婚の必要性を感じない人が増えたから」が65.9%で最も高く、次いで「収入が不安定で、結婚後の生活が不安だから」が56.0%、「自由や気楽さを失いたくないという人が増えたから」が51.2%となっています。

性別でみると、「結婚すると家事・育児・介護（以下、「家事等」という。）の家庭責任を担わないといけないから」は女性が男性よりも7.0ポイント高くなっています。一方、「収入が不安定で、結婚後の生活が不安だから」は男性が女性よりも4.4ポイント高くなっています。

図表16 非婚化について（千葉県）



資料出典：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」（令和元年11月）

III 政策・方針決定過程における女性の参画

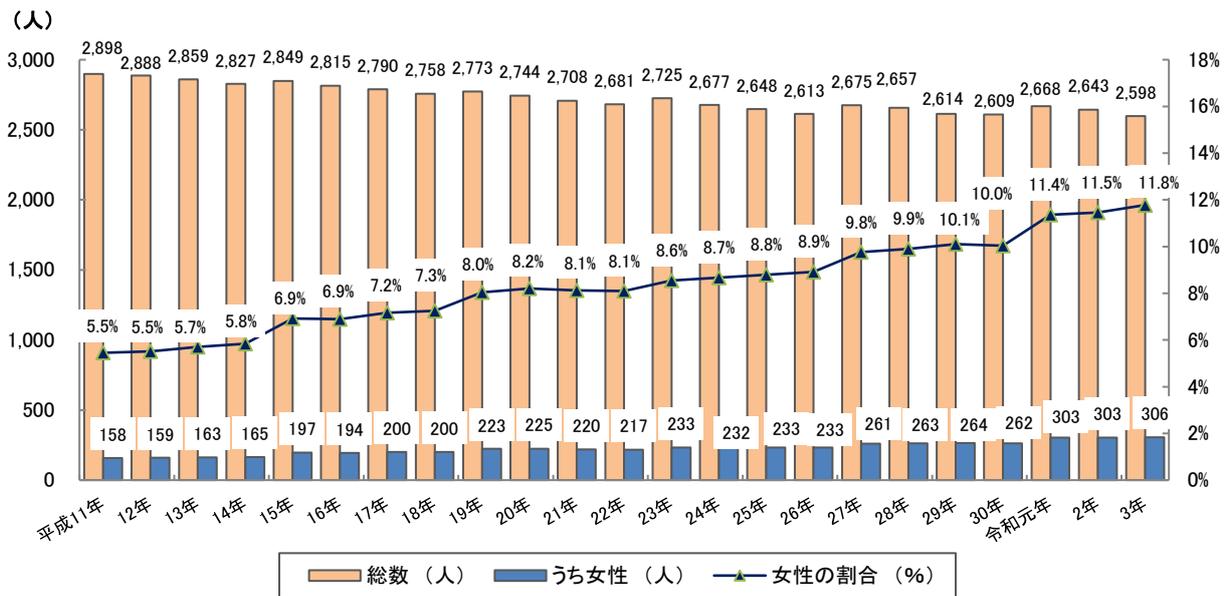
1 議会に占める女性の割合

(1) 都道府県議会の女性議員（全国・千葉県）

全国の都道府県議会の女性議員比率は、約1割程度の水準にあります。

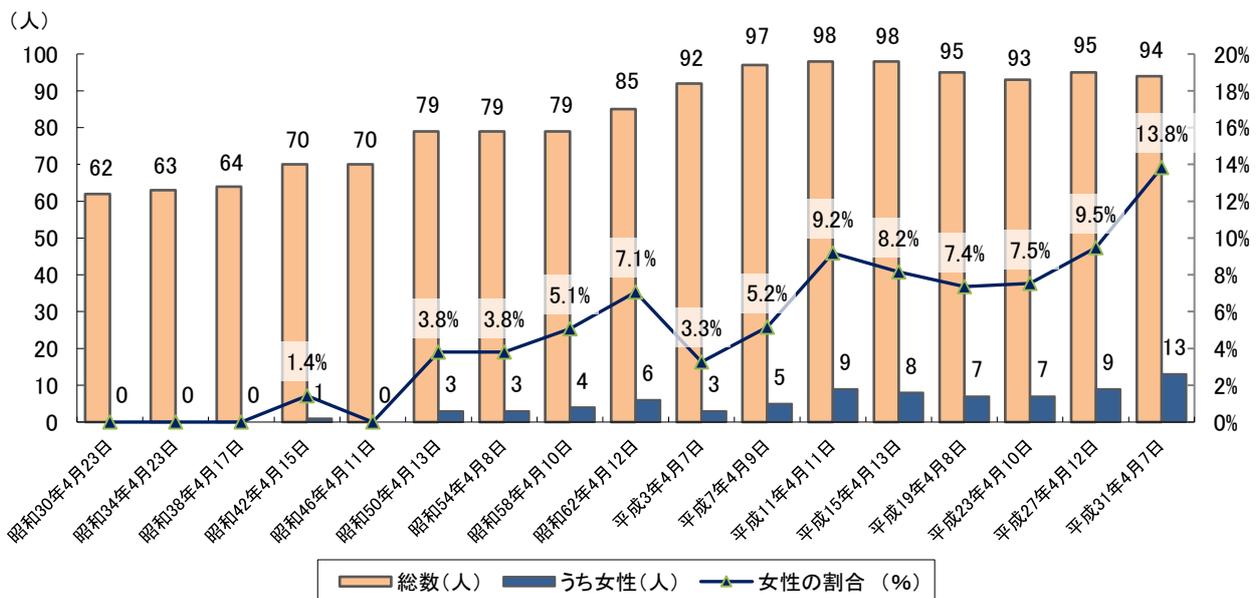
千葉県は、前回より4.3ポイント増加し13.8%となり、全国平均を2.0ポイント上回っています。

図表17 全国都道府県議会における女性議員割合の推移



資料出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」（各年12月末現在）

図表18 千葉県議会における女性議員割合の推移



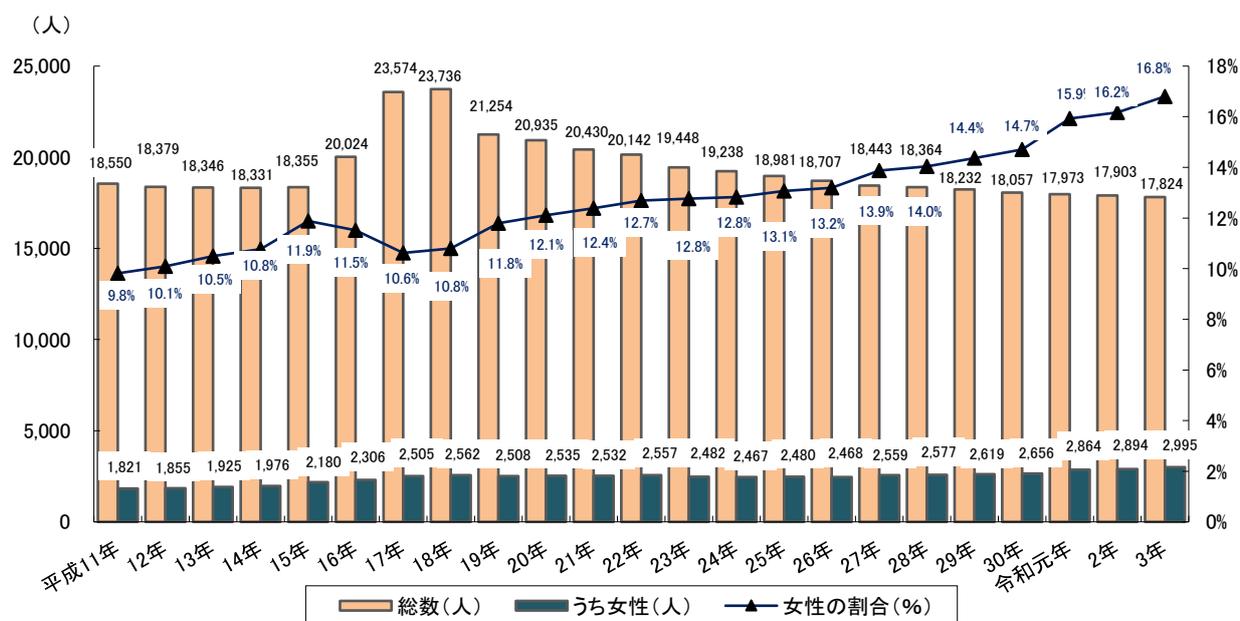
資料出典：千葉県選挙管理委員会

(2) 市議会の女性議員（全国・千葉県）

全国の市議会における女性議員比率は、年々向上してきていますが、依然2割を下回る水準にあります。

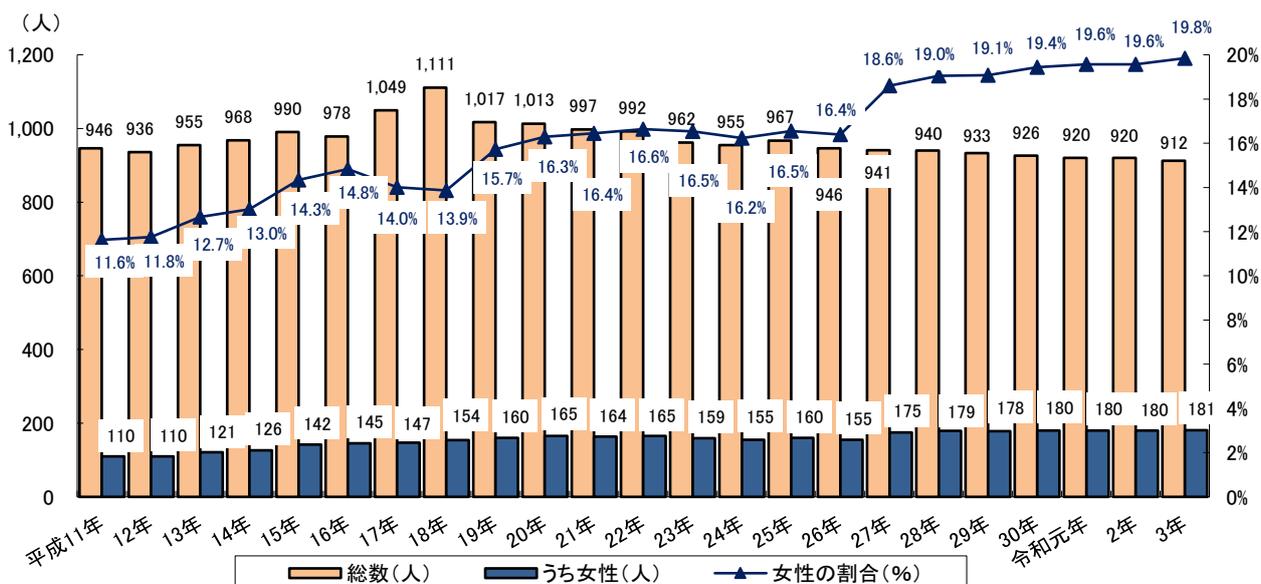
千葉県においては、前年より0.2ポイント増加し19.8%となり、全国平均を3.0ポイント上回っています。

図表19 全国市議会における女性議員割合の推移



資料出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」（各年12月末現在）

図表20 千葉県の市議会における女性議員割合の推移



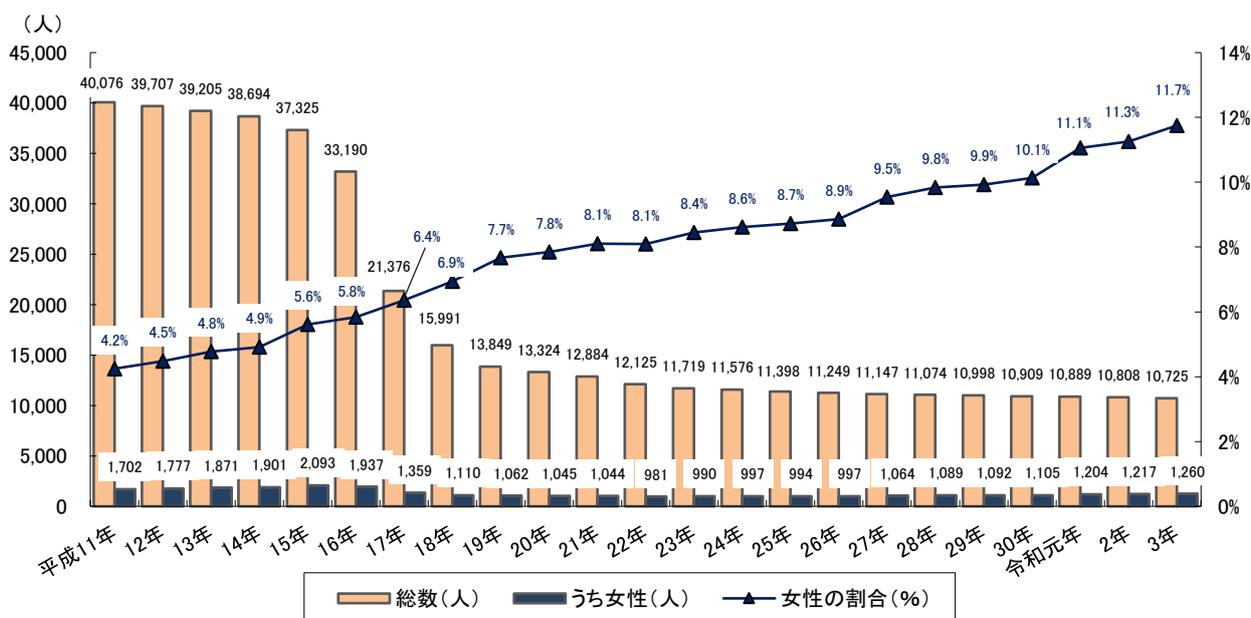
資料出典：千葉県市町村課「市町村資料集」（各年12月末現在）

(3) 町村議会の女性議員（全国・千葉県）

全国の町村議会における女性議員比率は、年々向上してきていますが、約1割となっており、市議会と比べて低い水準にあります。

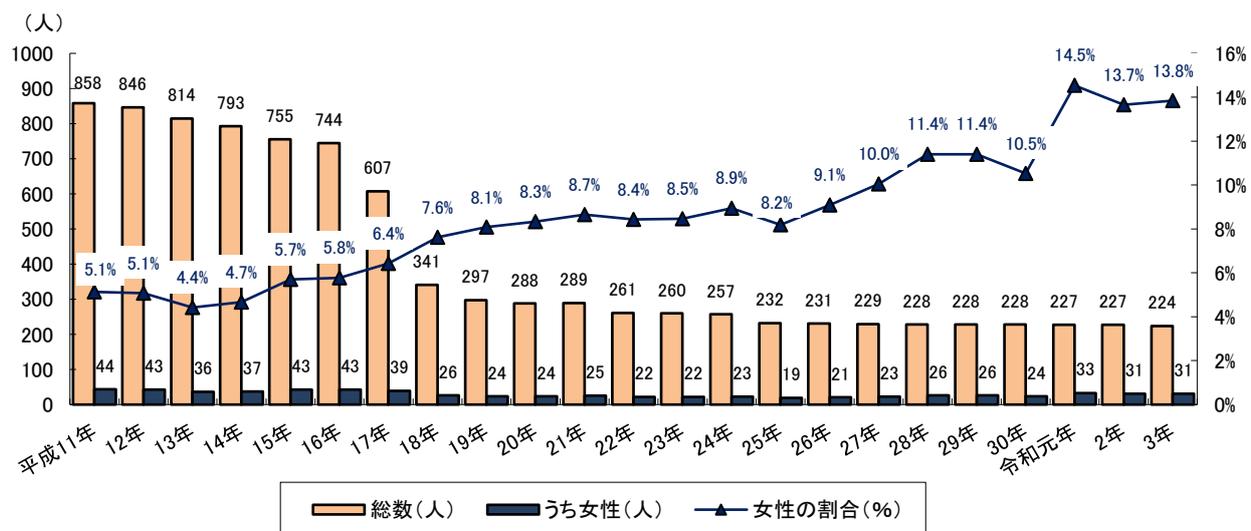
千葉県においては、前年より0.1ポイント増加し13.8%となり、全国平均を2.1ポイント上回っています。

図表21 全国町村議会における女性議員割合の推移



資料出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」（各年12月末現在）

図表22 千葉県の町村議会における女性議員割合の推移



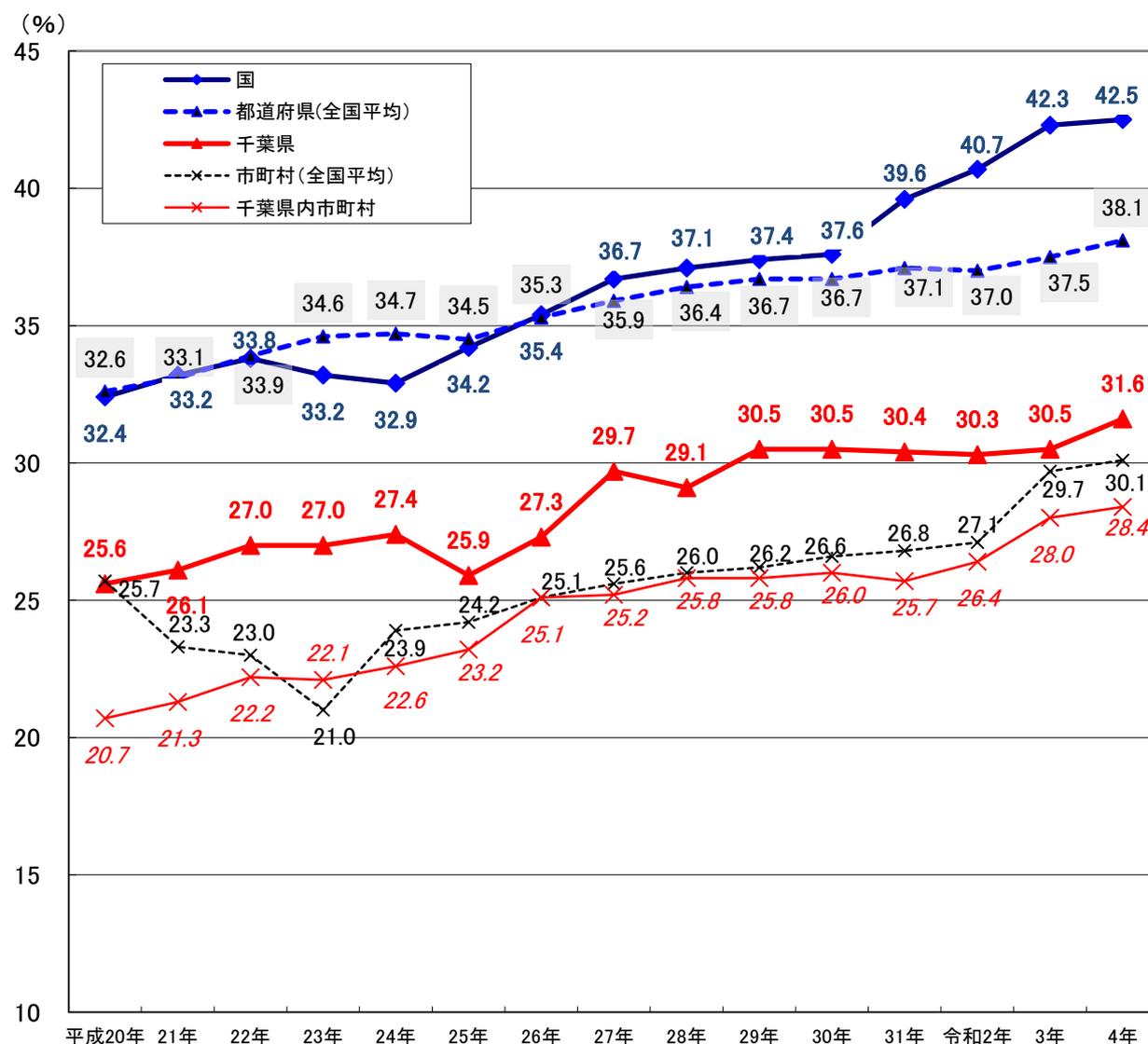
資料出典：千葉縣市町村課「市町村資料集」（各年12月末現在）

2 審議会等に占める女性の割合

千葉県では、政策・方針決定の場へ女性の参画を進めるため、県の審議会等への女性委員割合の目標を40%として取り組んでいますが、目標を下回る水準で推移しており、全国平均と比べて低い状況です。

令和4年4月1日現在の県の審議会等への女性委員の登用率は、31.6%（令和3年は30.5%）であり、また、県内市町村の女性委員の登用率は、28.4%（令和3年は28.0%）となっています。

図表23 国・千葉県・千葉県内市町村の審議会等における女性委員割合の推移



※国は平成20年～令和3年は9月末時点、令和4年は3月末時点。千葉県及び千葉県内市町村については、各年4月1日時点

※都道府県は、目標の対象である審議会等委員に対する女性登用の割合

市町村は、法律、政令及び条例により設置された審議会等委員に対する女性登用の割合を表示

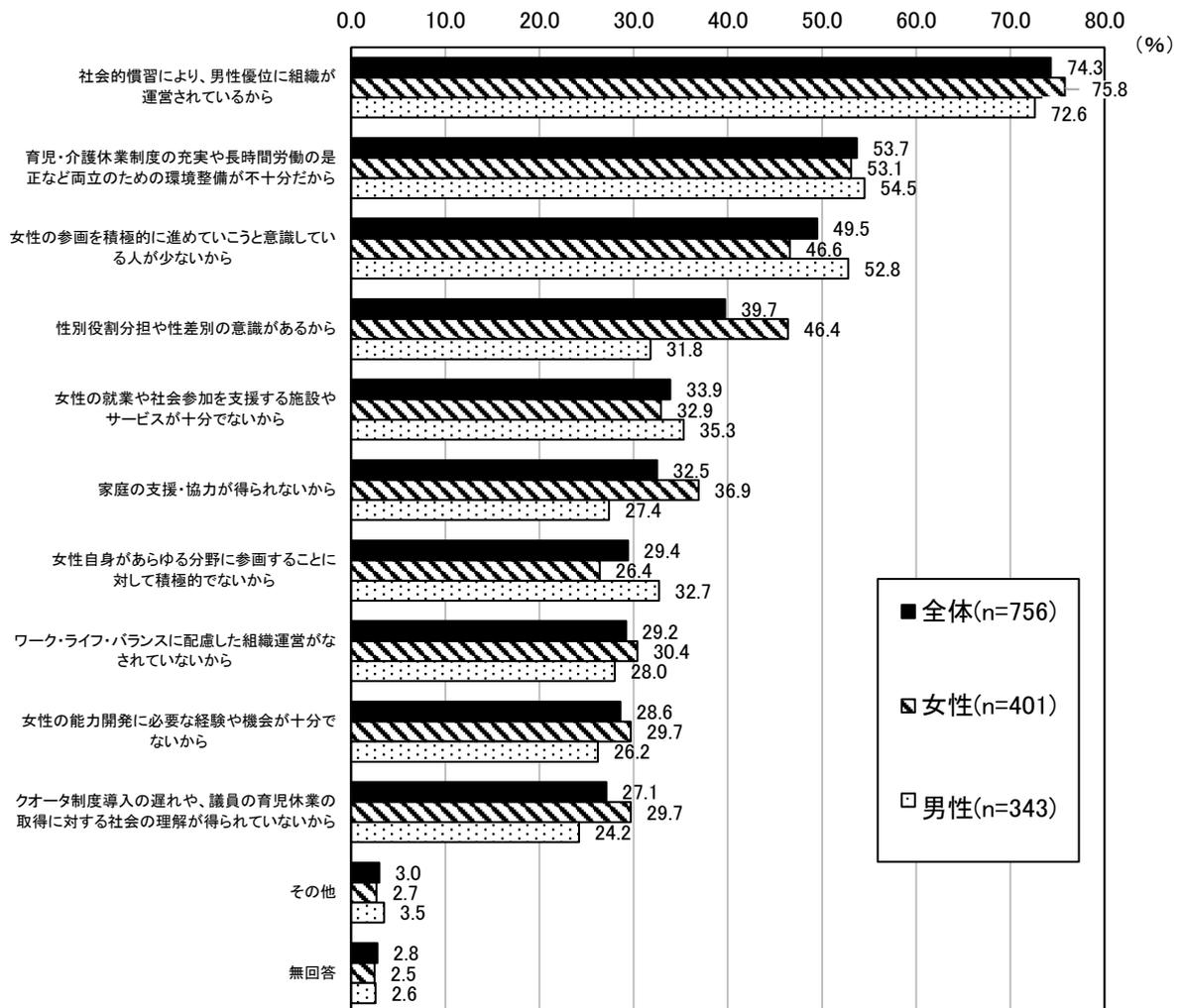
資料出典：内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

県民意識調査において、政策や企画、方針決定に関わる女性の割合が少ない理由を聞いたところ、「社会的慣習により、男性優位に組織が運営されているから」が74.3%で最も高く、次いで「育児・介護休業制度の充実や長時間労働の是正など両立のための環境整備が不十分だから」が53.7%、「女性の参画を積極的に進めていこうと意識している人が少ないから」が49.5%となっています。

性別で見ると、「性別役割分担や性差別の意識があるから」は女性が男性よりも14.6ポイント高く、「家庭の支援・協力が得られないから」も女性が9.5ポイント、「クオータ制度導入の遅れや、議員の育児休業の取得に対する社会の理解が得られていないから」も女性が5.5ポイント高くなっています。一方、「女性自身があらゆる分野に参画することに対して積極的でないから」は男性が女性よりも6.3ポイント高く、「女性の参画を積極的に進めていこうと意識している人が少ないから」も男性が6.2ポイント高くなっています。

図表24 政策や企画、方針決定に関わる女性の割合が少ない理由（千葉県）



資料出典：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」（令和元年11月）

3 管理職等への女性の登用

(1) 県職員における女性管理職の状況

(ア) 千葉県の女性職員の職種別比率

令和4年4月1日現在の県職員数のうち女性職員は約4割です。

職種別にみると女性の割合が大きいものは、医療職、福祉職、教育職です。

図表25 職種別県職員数（千葉県）

（単位：人、％）

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総数	63,240	64,025	64,225	63,998	59,554	59,664	59,293	59,058	58,921	58,895
女性	26,141	26,787	25,956	27,006	24,537	24,650	24,832	24,916	25,164	25,357
比率	41.3	41.8	40.4	42.2	41.2	41.3	41.9	42.2	42.7	43.1
行政職	11,031	10,969	11,060	11,027	10,839	11,135	11,296	11,399	11,659	11,814
女性	3,867	3,863	3,916	3,915	3,809	3,947	4,019	4,063	4,198	4,268
比率	35.1	35.2	35.4	35.5	35.1	35.4	35.6	35.6	36.0	36.1
公安職	11,607	11,692	11,703	11,664	11,764	11,763	11,335	11,181	10,960	10,859
女性	909	962	0	1,056	1,098	1,094	1,196	1,230	1,289	1,294
比率	7.8	8.2	0.0	9.1	9.3	9.3	10.6	11.0	11.8	11.9
教育職	37,122	37,872	38,013	37,883	33,612	33,396	33,261	33,044	32,772	32,737
女性	19,072	19,642	19,783	19,803	17,476	17,435	17,409	17,382	17,356	17,504
比率	51.4	51.9	52.0	52.3	52.0	52.2	52.3	52.6	53.0	53.5
研究職	423	416	415	418	421	419	404	393	393	384
女性	89	98	101	104	109	106	113	114	112	114
比率	21.0	23.6	24.3	24.9	25.9	0.0	28.0	29.0	28.5	29.7
医療職	2,845	2,859	2,817	2,795	2,706	2,723	2,756	2,791	2,860	2,823
女性	2,102	2,120	2,052	2,032	1,940	1,960	1,987	2,018	2,087	2,050
比率	73.9	74.2	72.8	72.7	71.7	72.0	72.1	72.3	73.0	72.6
海事職	71	70	69	69	66	65	68	63	61	62
女性	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
比率	1.4	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.6	1.6	1.6
福祉職	141	147	148	142	146	163	173	187	216	216
女性	101	101	103	95	104	107	107	108	121	126
比率	71.6	68.7	69.6	66.9	71.2	65.6	61.8	57.8	56.0	58.3

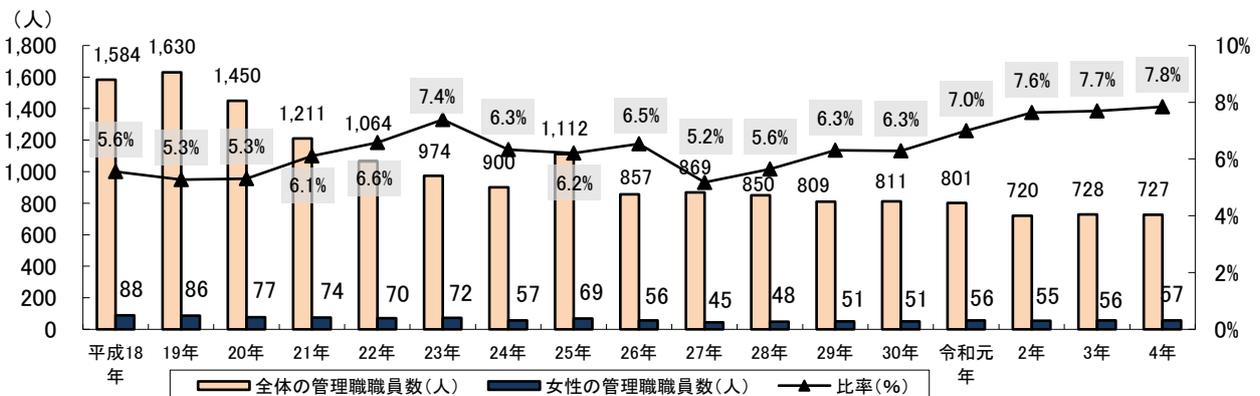
※県職員数（公営企業職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を含む）

資料出典：千葉県人事委員会（各年4月1日現在）

(イ) 女性職員の管理職への登用

千葉県職員における女性職員の管理職への登用率については、令和3年度より0.1ポイント増加し、7.8%となっています。

図表26 千葉県職員における女性職員の管理職への登用率の推移



※課長及び課長相当職以上の職員を対象とする。

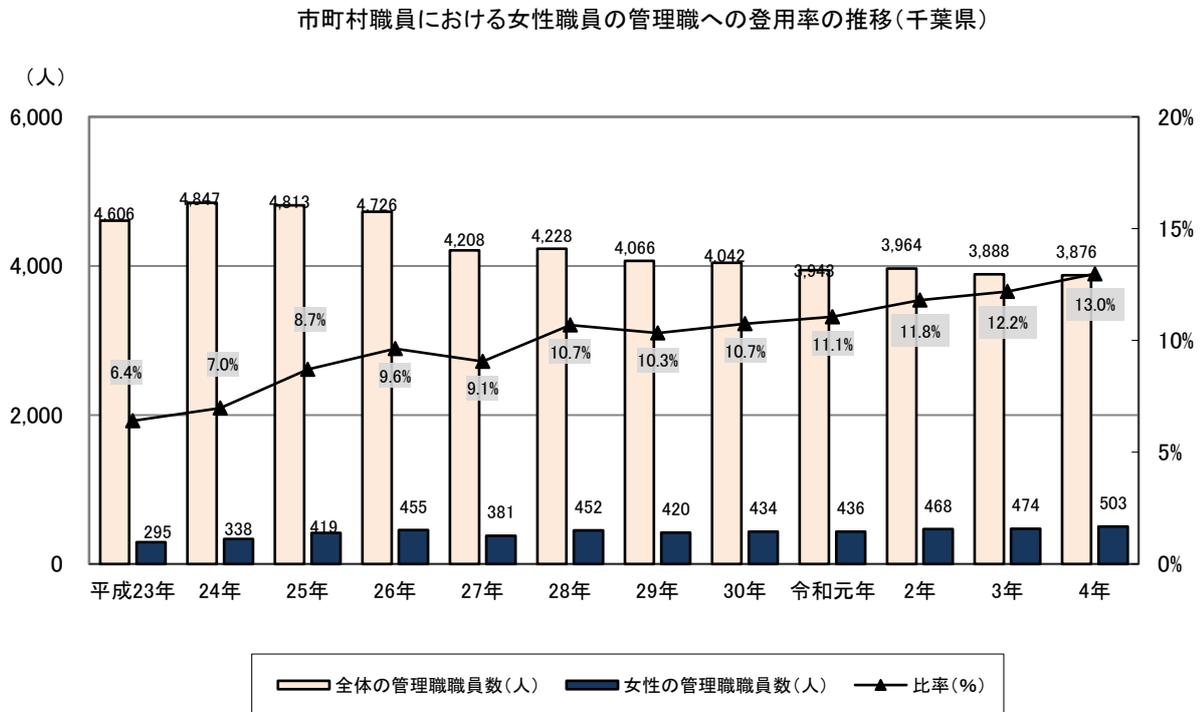
※令和元年度の数値は、下記内閣府の資料と異なっているが、本白書の数値が最終結果となる。

資料出典：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（各年4月1日現在）

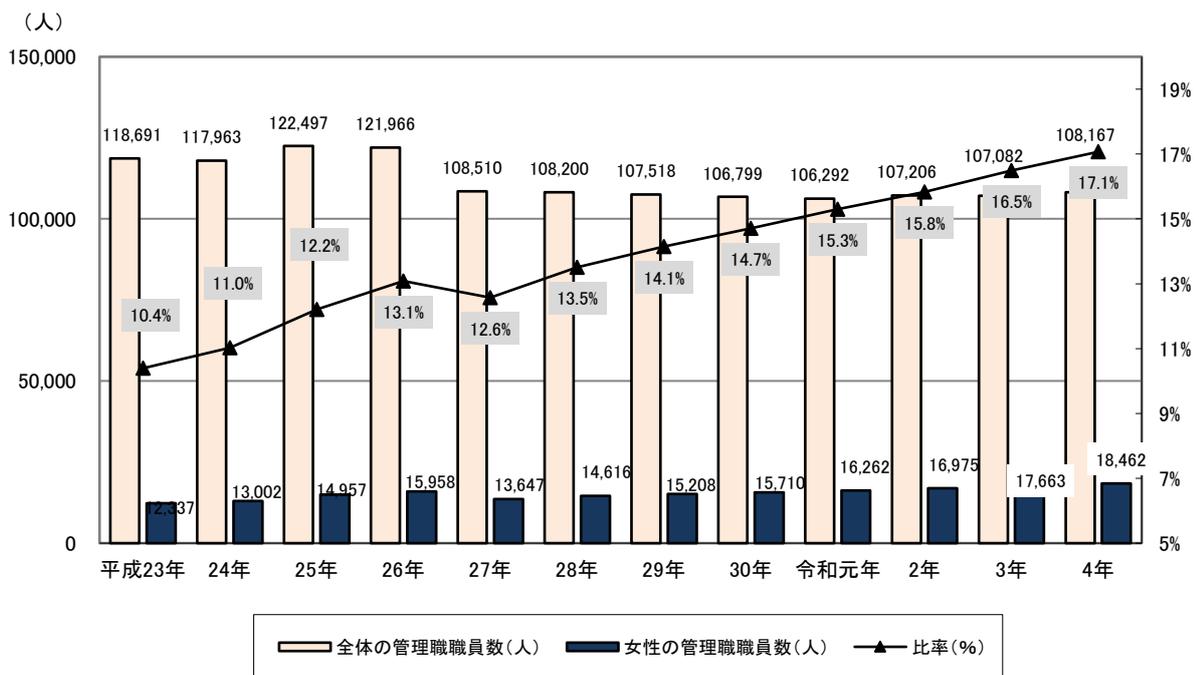
(2) 市町村職員における女性管理職の状況

市町村職員における女性職員の管理職への登用率については増加傾向にあり、千葉県は令和4年4月1日現在13.0%となっています。

図表27 市町村職員における女性職員の管理職への登用率の推移 (千葉県・全国)



市町村職員における女性職員の管理職への登用率の推移(全国)



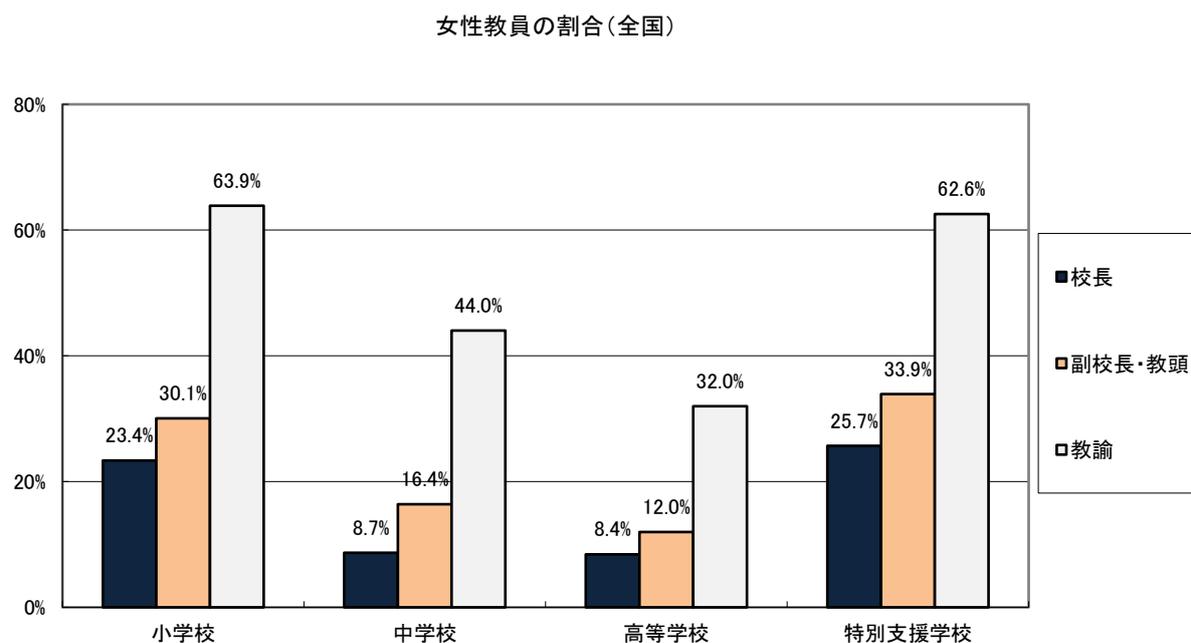
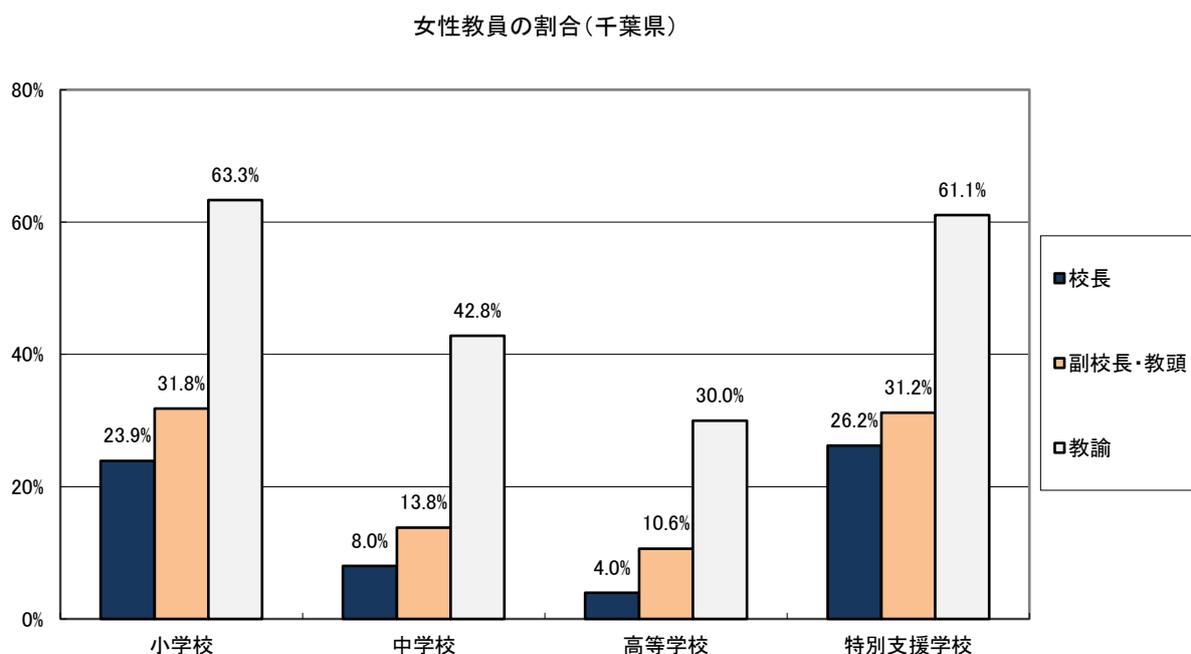
※課長及び課長相当職以上の職員を対象とする。

資料出典： 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(各年4月1日現在)

(3) 学校職員における女性管理職の状況

本県における令和3年度の公立学校の女性の管理職（校長・副校長・教頭）割合を全国と比較すると、小学校の校長及び副校長・教頭並びに特別支援学校の校長を除いて低い状況です。

図表28 本務教員に占める女性教員の割合（千葉県・全国）



資料出典：文部科学省「学校基本調査」（令和3年度）

(4) 企業団体等における女性管理職の状況

(ア) 女性役員、役職者の状況

令和2年の「国勢調査」(総務省)によると、千葉県における女性の役員割合は、平成27年に比べて増加し、21.5%となっています。しかし、分野によって差が見られます。

図表29 産業別男女別役員数の推移 (千葉県) (単位：人，%)

区分	平成27年				令和2年			
	女性	男性	合計	女性割合	女性	男性	合計	女性割合
総数	28,478	105,098	133,576	21.3%	31,115	113,579	144,694	21.5%
農業，林業	383	1,187	1,570	24.4%	424	1,365	1,789	23.7%
漁業	16	74	90	17.8%	26	79	105	24.8%
鉱業，採石業，砂利採取業	16	99	115	13.9%	11	71	82	13.4%
建設業	5,008	22,400	27,408	18.3%	5,319	24,931	30,250	17.6%
製造業	2,740	14,438	17,178	16.0%	2,584	13,742	16,326	15.8%
電気・ガス・熱供給・水道業	22	170	192	11.5%	36	218	254	14.2%
情報通信業	752	5,933	6,685	11.2%	1,004	7,174	8,178	12.3%
運輸業，郵便業	880	4,610	5,490	16.0%	985	5,556	6,541	15.1%
卸売業，小売業	6,309	20,658	26,967	23.4%	6,147	20,219	26,366	23.3%
金融業，保険業	379	2,346	2,725	13.9%	483	2,539	3,022	16.0%
不動産業，物品賃貸業	3,376	7,024	10,400	32.5%	3,834	7,765	11,599	33.1%
学術研究，専門・技術サービス業	1,539	7,506	9,045	17.0%	1,735	8,478	10,213	17.0%
宿泊業，飲食サービス業	1,184	2,671	3,855	30.7%	1,215	2,800	4,015	30.3%
生活関連サービス業，娯楽業	1,215	2,540	3,755	32.4%	1,539	2,972	4,511	34.1%
教育，学習支援業	547	1,280	1,827	29.9%	819	1,707	2,526	32.4%
医療，福祉	2,038	3,236	5,274	38.6%	2,636	4,169	6,805	38.7%
複合サービス事業	3	169	172	1.7%	8	183	191	4.2%
サービス業（他に分類されないもの）	1,727	7,767	9,494	18.2%	1,955	8,782	10,737	18.2%
公務（他に分類されるものを除く）	-	-	-	-	-	-	-	-
分類不能の産業	344	990	1,334	25.8%	355	829	1,184	30.0%

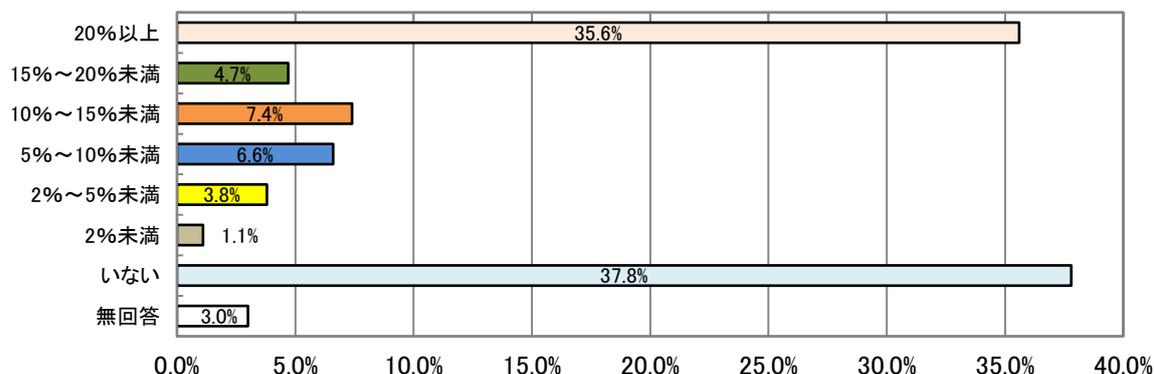
※表中の「-」は該当数字がないものを示す。

※ここでいう「役員」とは、会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員を指す。

資料出典：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

(イ) 事業所当たりの女性管理職の割合

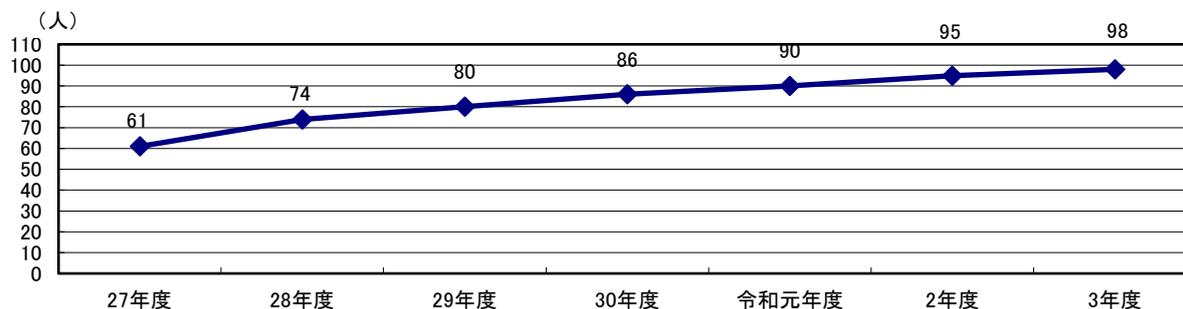
図表30 一事業所当たりの女性管理職の割合 (千葉県)



資料出典：千葉県雇用労働課：「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」（令和4年1月）

(5) 農業委員における女性委員の状況

図表31 女性農業委員数の推移（千葉県）



資料出典：千葉県農地・農村振興課「農業委員会実態調査」（各年10月1日時点）

図表32 農協・漁協における女性役員数の推移（千葉県）

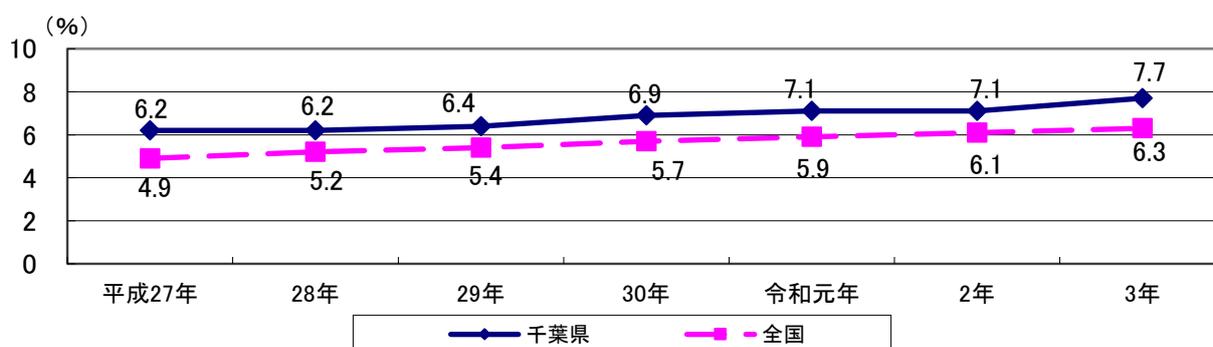
（単位：人，％）

事業年度	農協役員数			漁協役員数		
	総数	うち女性役員数	女性割合	総数	うち女性役員数	女性割合
平成18年度	677	6	0.9%	417	2	0.5%
平成19年度	668	10	1.5%	415	2	0.5%
平成20年度	635	10	1.6%	406	2	0.5%
平成21年度	602	10	1.7%	394	1	0.3%
平成22年度	574	10	1.7%	330	1	0.3%
平成23年度	573	10	1.7%	325	1	0.3%
平成24年度	573	20	3.5%	323	1	0.3%
平成25年度	581	25	4.3%	325	1	0.3%
平成26年度	587	34	5.8%	313	1	0.3%
平成27年度	589	37	6.3%	314	1	0.3%
平成28年度	590	39	6.6%	300	1	0.3%
平成29年度	563	38	6.7%	294	1	0.3%
平成30年度	566	43	7.6%	278	1	0.4%
令和元年度	537	45	8.4%	277	1	0.4%
令和2年度	539	46	8.5%	271	1	0.4%
令和3年度	531	47	8.9%	240	1	0.4%

資料出典：千葉県団体指導課（令和4年4月）

(6) 自治会における女性会長の状況

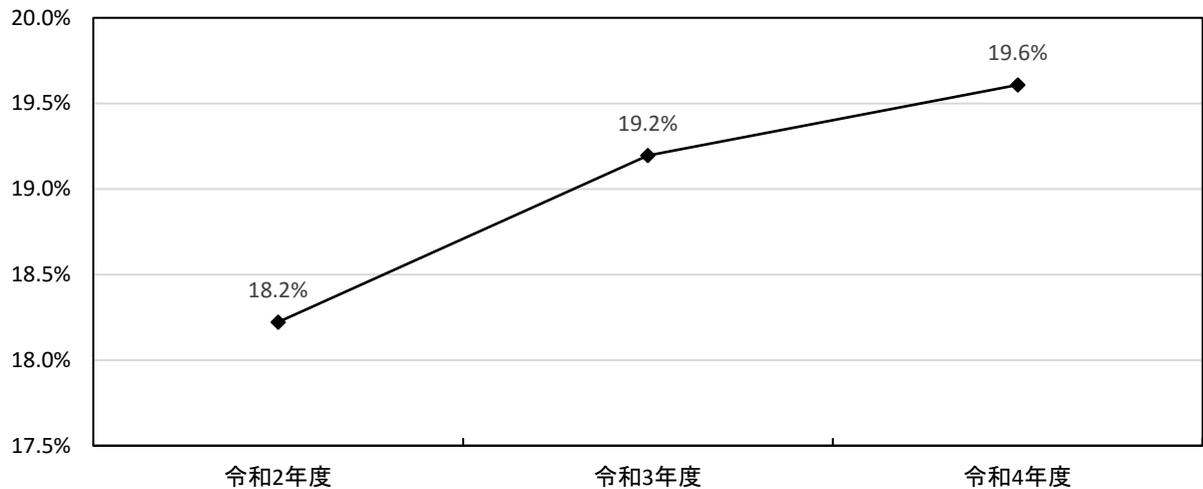
図表33 自治会長に占める女性の割合（千葉県・全国）



資料出典：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（各年4月1日現在）

(7) P T A会長における女性会長の割合

図表34 P T A会長における女性会長の割合 (小・中学校・千葉県)

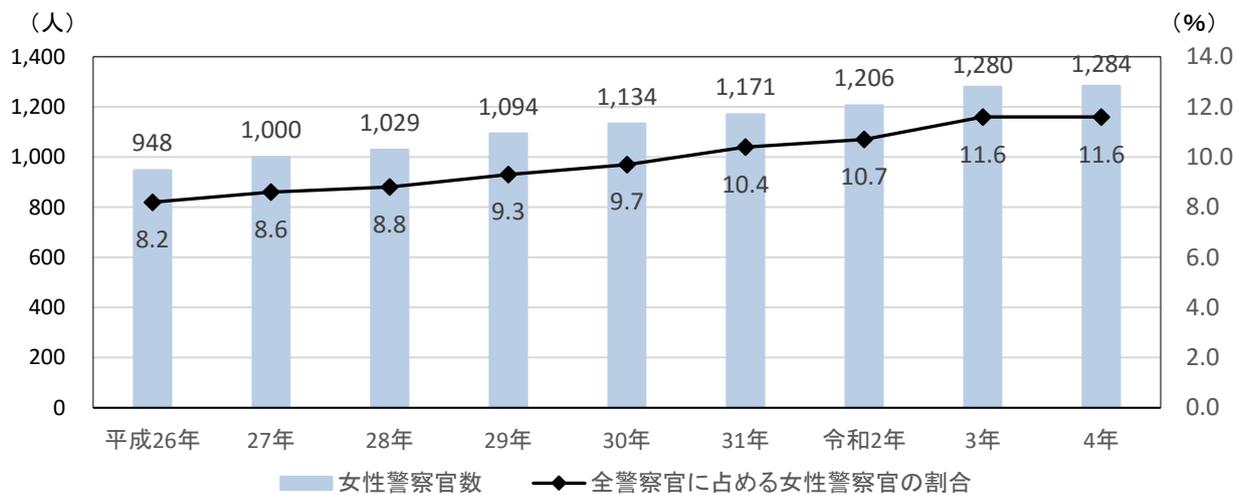


※千葉県P T A連絡協議会に加入する県内小・中学校が対象。

資料出典：千葉県P T A連絡協議会 (各年5月1日現在)

(8) 警察における女性警察官の割合

図表35 警察における女性警察官の割合(千葉県)



資料出典：千葉県警察本部 (各年4月1日現在)

IV 労働

1 労働力率

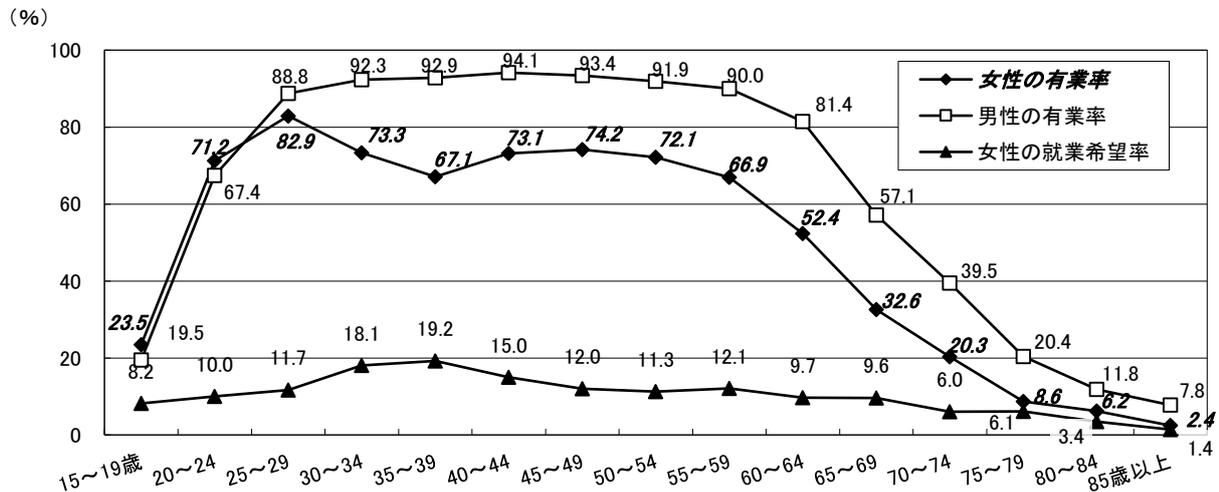
(1) 男女別有業率・労働力率の推移

女性は30代で有業率が下がり、いわゆる「M字カーブ*」を描いています。一方、女性の就業希望率は30歳代から40歳代前半で高くなっています。

男性の有業率は20歳代後半から50歳代までほぼ変わりません。

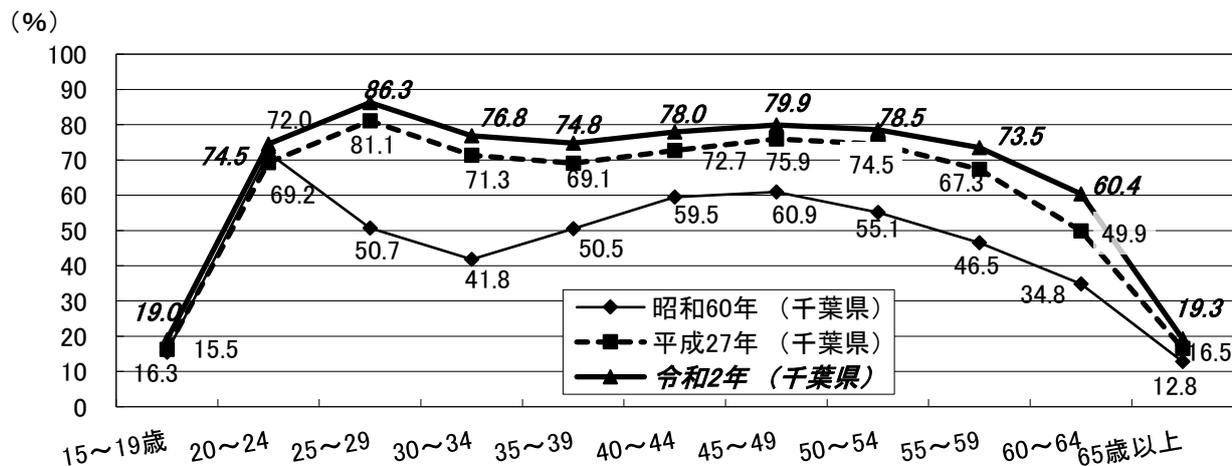
* 日本の女性労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になり、アルファベットのMのような形になる。

図表36 年齢階級別、男女別有業率及び就業希望率（千葉県）



資料出典：総務省「平成29年就業構造基本調査」（平成29年10月1日現在）

図表37 年齢5歳階級別労働力率*の推移（千葉県・女性）

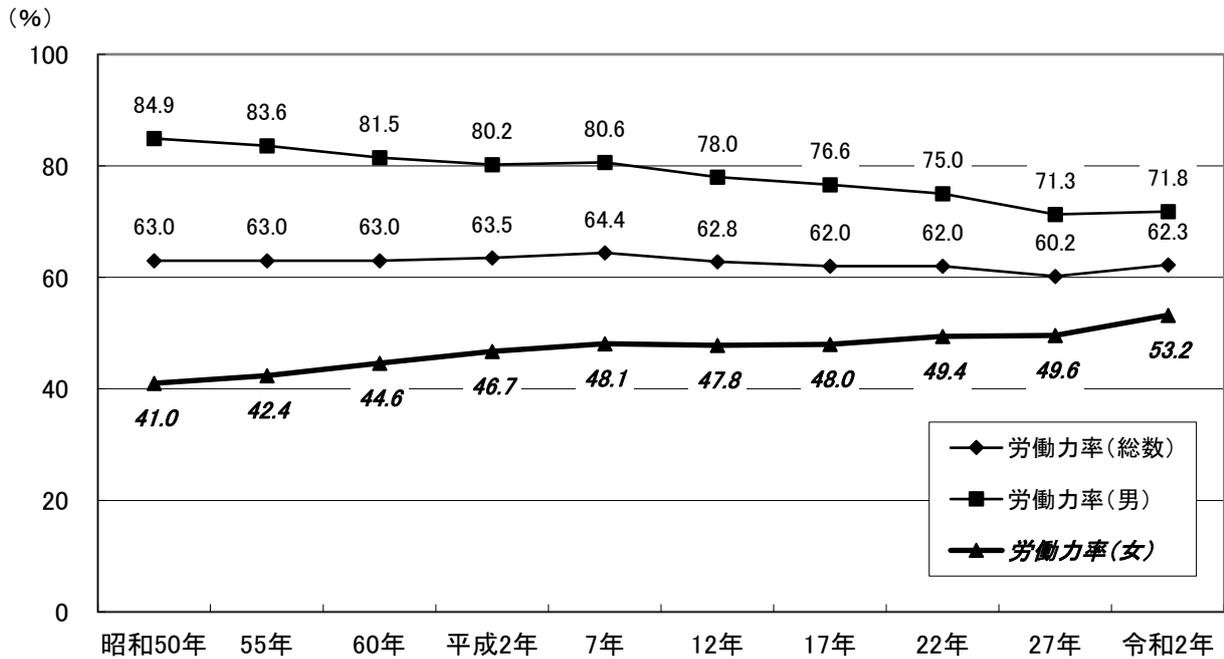


* 15歳以上人口に占める労働力人口の割合（分母から労働力状態「不詳」の数を除いて算出している。）

※労働力人口：15歳以上の就業者(休業者も含む。)と完全失業者（調査期間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、仕事に就くことが可能であって、仕事を探す活動をしていた者）の合計

資料出典：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

図表38 男女別労働力率の推移（千葉県）



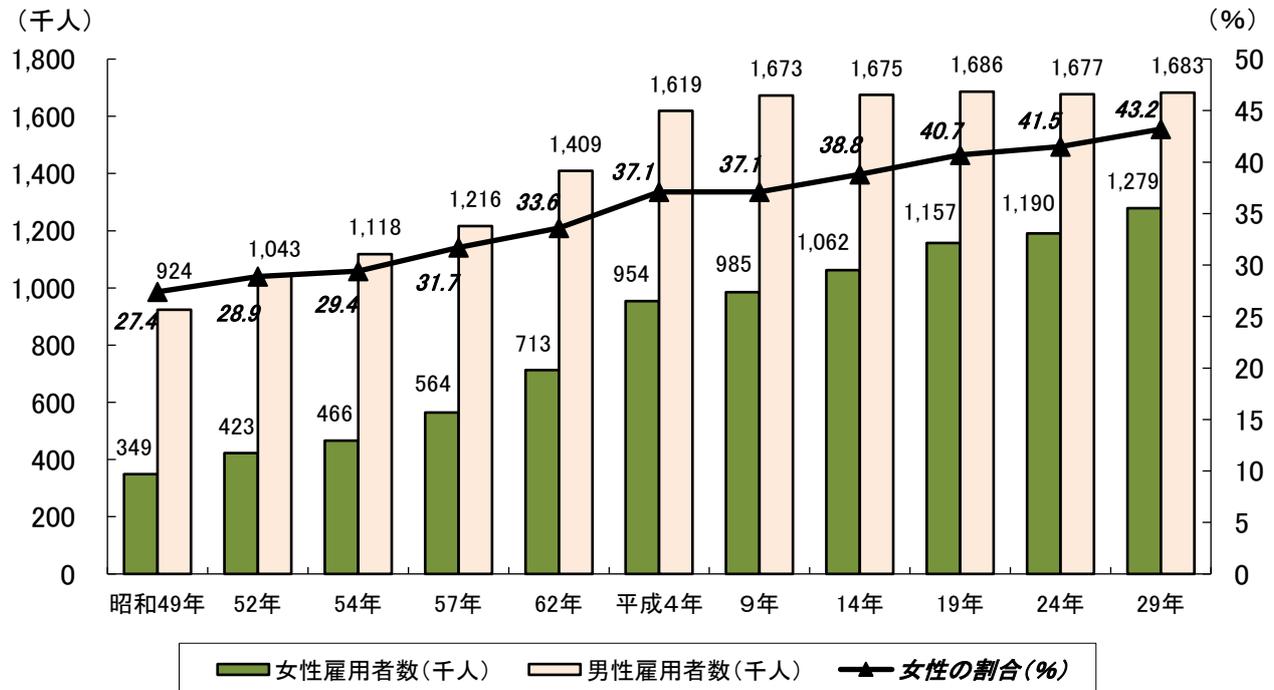
資料出典：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

(2) 雇用者数の推移

女性の雇用者数は、年々増加しています。

また、雇用者総数に占める女性の割合も、年々増加しています。

図表39 男女別雇用者数の推移及び雇用者総数に占める女性の割合（千葉県）

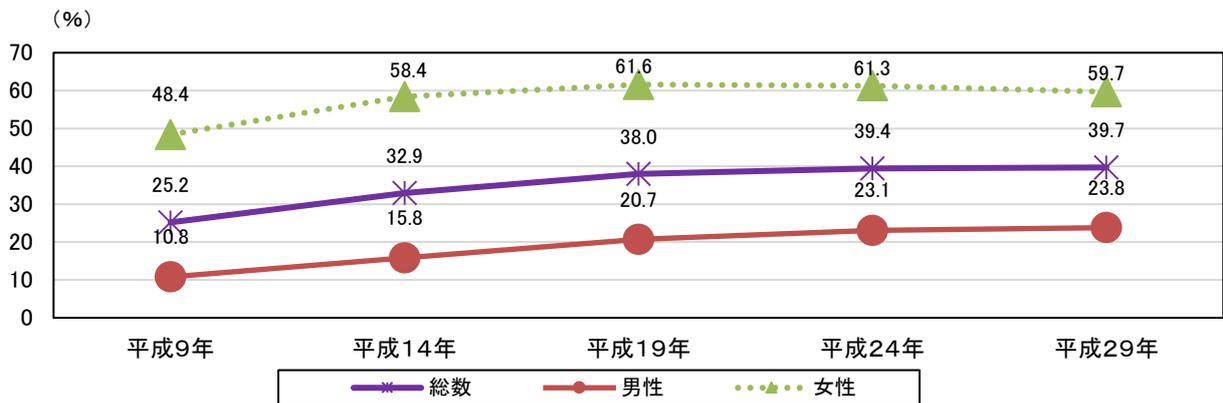


資料出典：総務省「就業構造基本調査」（各年10月1日現在）

(3) 非正規の職員・従業員の割合の推移

パートやアルバイトなどの非正規の職員・従業員の割合をみると、総数・男性はともに増加傾向にあります。女性は平成19年をピークに緩やかに下降しており、平成24年と比べて1.6ポイント減少しています。

図表40 役員を除く雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合の推移（千葉県）

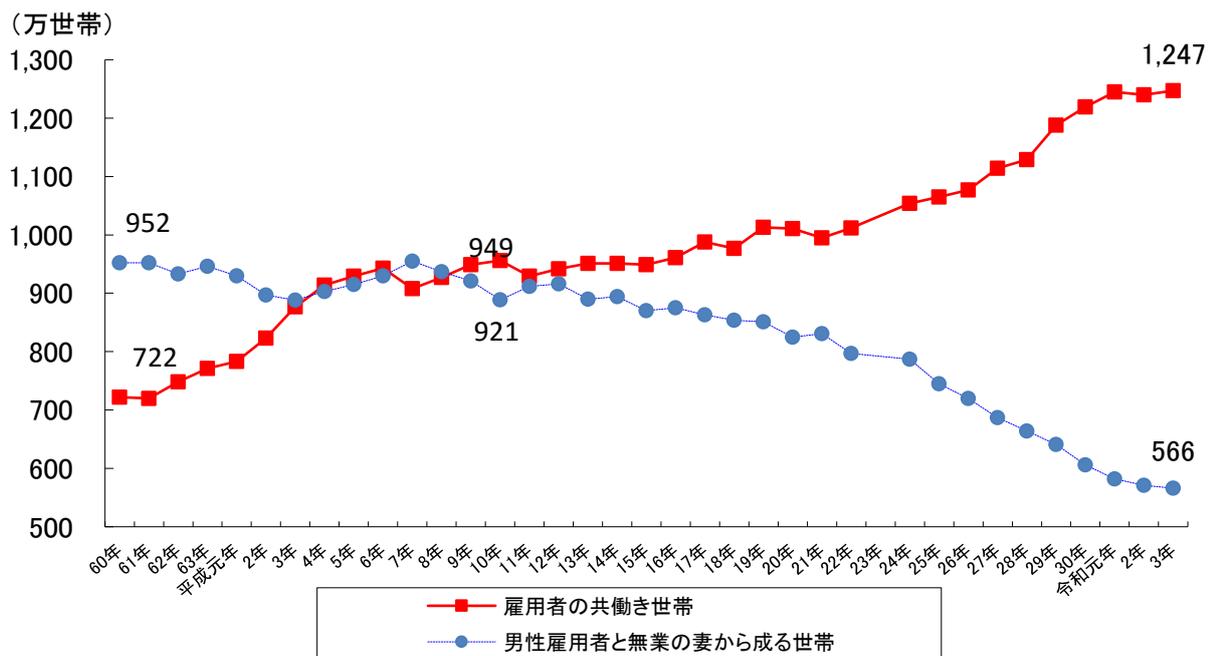


資料出典：総務省「就業構造基本調査」（各年10月1日現在）

(4) 共働き世帯数

平成9年以降、共働き世帯数は夫のみ就業世帯数を上回り、その後も徐々に増加しています。

図表41 共働き等世帯数の推移（全国）



資料出典：総務省「労働力調査」（各年平均）

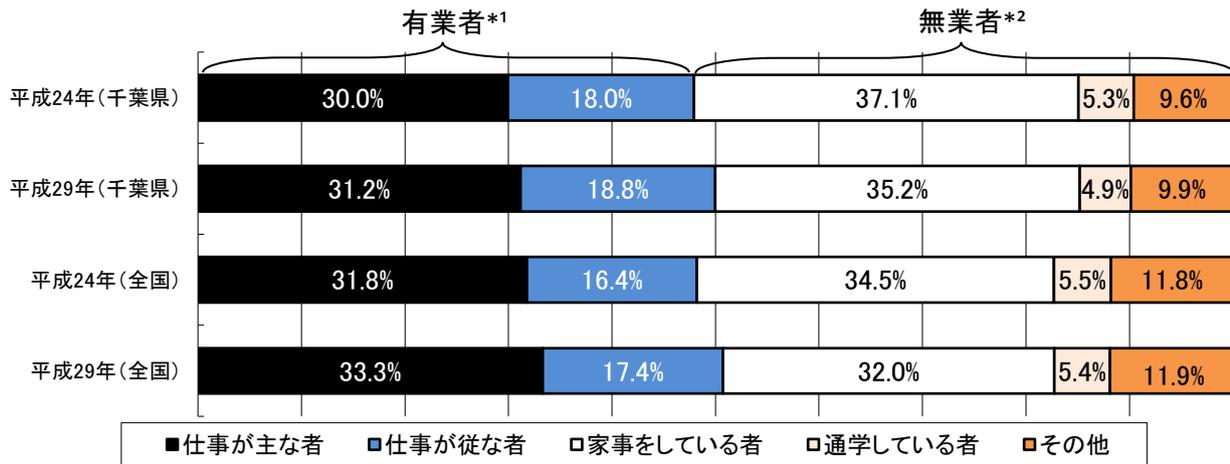
2 労働者の状況

(1) 女性の有業率、無業率

女性の有業率（15歳以上人口に占める有業者の割合）は、平成24年と比べて千葉県、全国ともに上昇しています。

また、平成24年は無業率が有業率を若干上回っていましたが、平成29年は全国で有業率が無業率を上回り、千葉県は有業率と無業率が同率となっています。

図表42 女性15歳以上人口の就業状況（千葉県・全国）



*1 有業者：普段収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日以降もしていくことになっている者、及び仕事を持っているが、現在は休んでいる者。なお、家族従業者は、収入を得ていなくても、普段の状態として仕事をしていれば有業者としている。

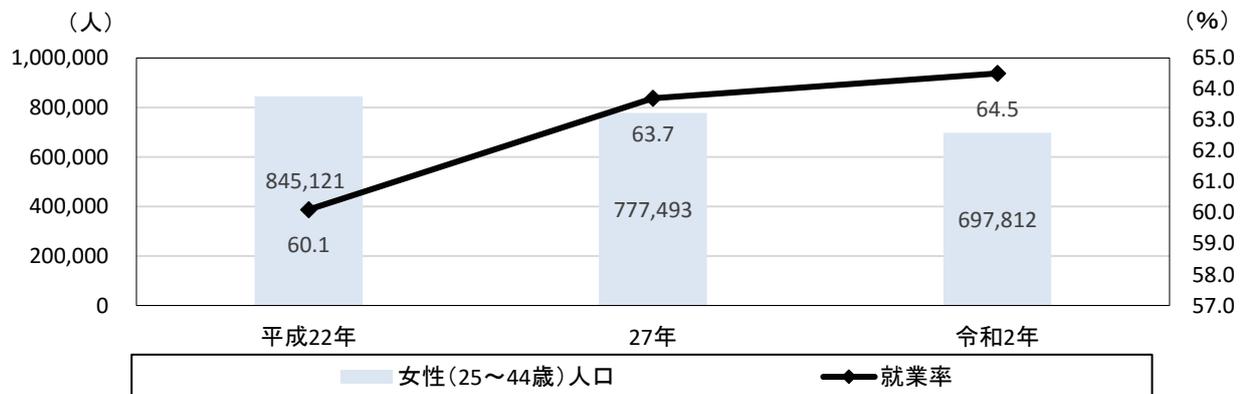
*2 無業者：普段収入を得ることを目的として仕事をしていない者、すなわち、普段全く仕事をしていない者及び時々臨時的にしか仕事をしていない者。

資料出典：総務省「就業構造基本調査」（各年10月1日現在）

(2) 女性の就業率

女性（25～44歳）の就業率は、増加傾向となっています。

図表43 女性（25～44歳）の就業率（千葉県）

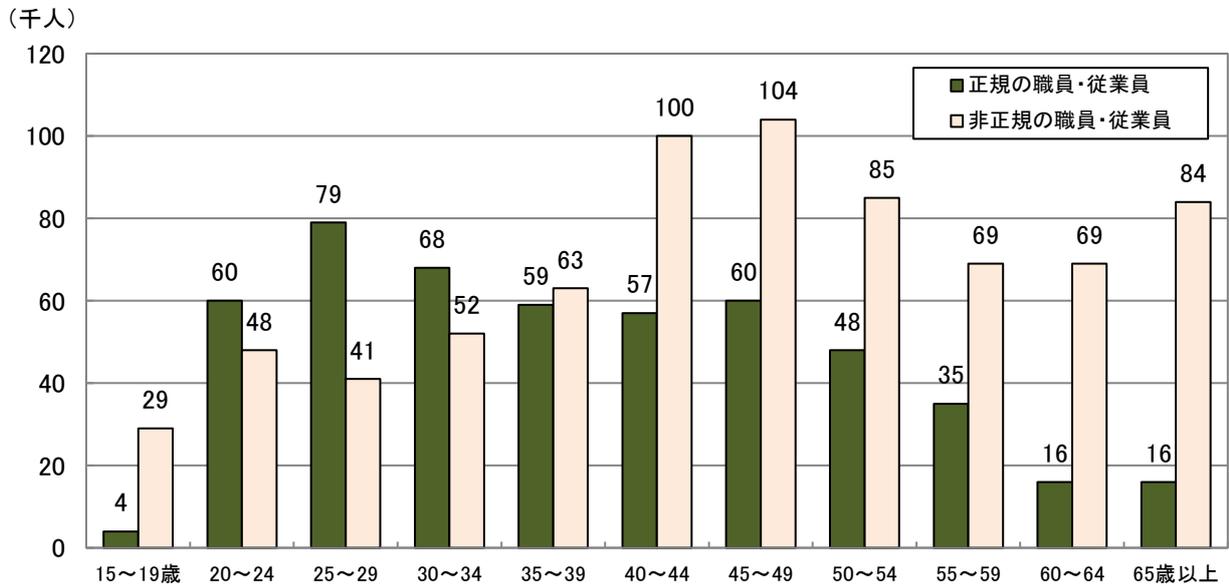


資料出典：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

(3) 雇用形態別女性雇用者数

女性の雇用形態としては、30歳代の前半までは正規の職員・従業員が多くなっていますが、30歳代後半からは非正規の職員・従業員が正規の職員・従業員を上回っています。

図表44 年齢階級別・雇用形態別雇用者数（千葉県 女性）

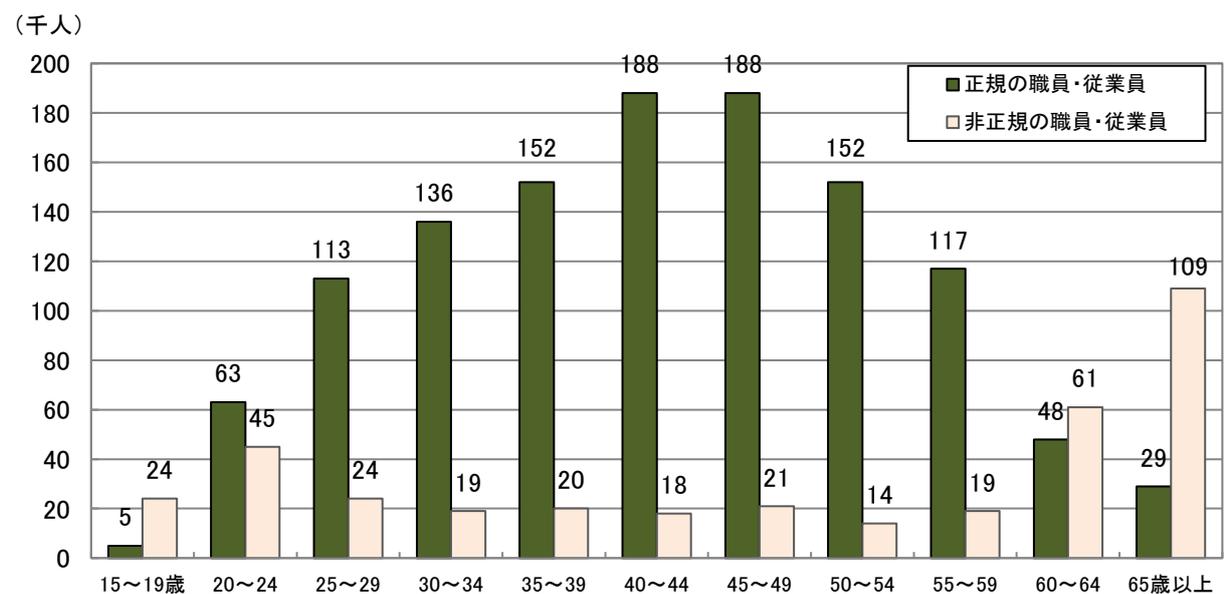


資料出典：総務省「平成29年就業構造基本調査」（平成29年10月1日現在）

(4) 雇用形態別男性雇用者数

男性については、50歳代までは正規の職員・従業員が圧倒的に多く、女性との雇用形態の違いが明らかです。

図表45 年齢階級別・雇用形態別雇用者数（千葉県 男性）



資料出典：総務省「平成29年就業構造基本調査」（平成29年10月1日現在）

(5) 女性の従業上の地位

「国勢調査」によると、千葉県内の女性の就業者の従業上の地位は男性に比べて自営業主、役員が少なく、家族従業者、家庭内職者が多くなっています。

図表46 従業上の地位別・男女別就業者数の推移 (千葉県) (単位：人、%)

	平成27年					令和2年				
	女性	割合*1	男性	割合*1	計	女性	割合*1	男性	割合*1	計
自営業主*2	47,895	4.1	157,557	9.9	205,452	49,117	4.0	144,227	9.2	193,344
役員	28,478	2.4	105,098	6.6	133,576	31,115	2.5	113,579	7.3	144,694
家族従業者	57,927	4.9	17,152	1.1	75,079	48,150	3.9	13,249	0.8	61,399
雇用者	1,042,976	88.4	1,312,265	82.4	2,355,241	1,108,625	89.5	1,291,069	82.6	2,399,694
家庭内職者	2,521	0.2	374	0.0	2,895	2,237	0.2	367	0.0	2,604
就業者計*3	1,179,797	100.0	1,592,446	100.0	2,772,243	1,239,244	100.0	1,562,491	100.0	2,801,735

- * 1 割合は千葉県が算出。
- * 2 自営業主は「雇人のある業主」と「雇人のない業主」の合計。
- * 3 従業上の地位「不詳」を除く。

資料出典：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

3 労働条件

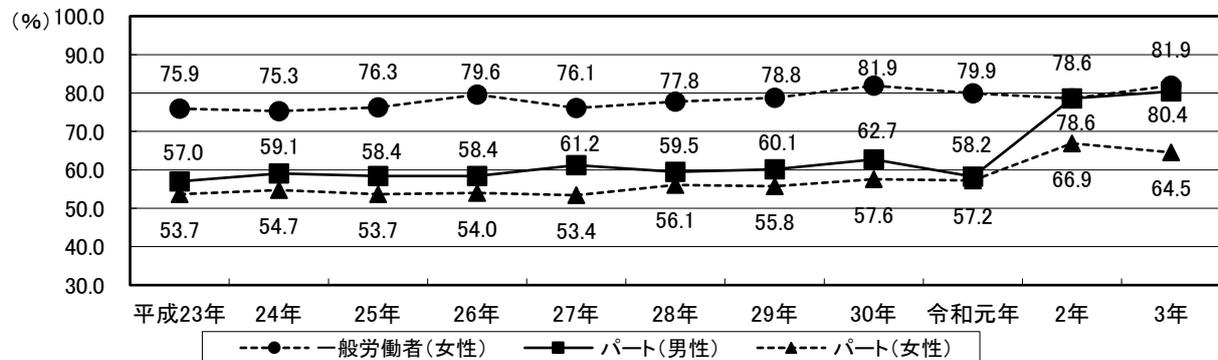
(1) 賃金

パートタイム(短時間)労働者を除く女性一般労働者の1時間当たり平均所定内給与額は、男性一般労働者の81.9%となっており、依然低い状況です。

また、パートタイム(短時間)労働者間においても男性と比べて、女性の方が低くなっています。

注) 令和元年調査までは、医師、教員等の一部の職種に該当する短時間労働者で1時間当たり所定内給与額が3,000円を超える者を除外して集計していましたが、令和2年調査からは、短時間労働者の全体像を把握するという観点から、職種や賃金による除外を行わず、短時間労働者全体を集計対象としています。

図表47 男女別労働者の1時間当たり平均所定内給与額格差(千葉県)



※給与の指数は、男性一般労働者の1時間当たり平均所定額を100として、各区分の1時間当たりの平均所定内給与額の水準を算出したもの。

資料出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

図表48 男女別雇用者の所定内給与額の推移と賃金の男女間格差の推移（千葉県）

	女性		男性		賃金の男女間格差*
	平均年齢	所定内給与額（千円）	平均年齢	所定内給与額（千円）	
平成11年	37.2	229.5	40.2	339.7	67.6
平成13年	37.6	243.6	40.7	345.0	70.6
平成15年	39.1	241.2	41.4	343.3	70.3
平成17年	39.4	239.2	41.9	353.9	67.6
平成19年	39.0	232.2	41.4	340.9	68.1
平成21年	41.0	229.4	41.6	323.9	70.8
平成23年	39.9	241.5	42.1	324.3	74.5
平成25年	40.4	240.7	42.3	323.2	74.5
平成26年	41.1	248.9	43.0	322.3	77.2
平成27年	41.6	247.3	42.8	333.1	74.2
平成28年	41.3	245.2	43.6	322.9	75.9
平成29年	40.7	260.4	43.2	338.7	76.9
平成30年	41.0	257.4	43.8	327.9	78.5
令和元年	42.1	254.9	43.9	331.3	76.9
令和2年	41.9	250.7	43.4	331.0	75.7
令和3年	42.6	257.1	43.8	325.6	79.0

※賃金の男女間格差は、男性を100とした場合の女性の割合。

資料出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(2) 育児休業制度の状況

県の調査によると、事業所における育児休業取得状況は、女性は平成24年以降90%を超える取得率が続いています。男性は年々増加しているものの、2割程度です。

図表49 調査対象事業所における育児休業の取得状況（千葉県）

		育児休業取得率	本人または配偶者が	そのうち育児休業を
			出産した従業員数	取得した従業員数
女性	平成20年3月	99.5%	624人	621人
	平成22年3月	88.2%	677人	597人
	平成24年3月	93.9%	1,239人	1,164人
	平成26年1月	92.0%	1,623人	1,493人
	平成28年1月	90.0%	1,328人	1,195人
	平成30年1月	98.0%	1,690人	1,657人
	令和2年2月	95.3%	1,711人	1,631人
	令和4年1月	93.3%	1,428人	1,333人
男性	平成20年3月	1.7%	1,021人	17人
	平成22年3月	2.2%	1,155人	25人
	平成24年3月	3.8%	2,240人	85人
	平成26年1月	3.8%	2,555人	98人
	平成28年1月	5.2%	1,768人	92人
	平成30年1月	8.2%	1,730人	141人
	令和2年2月	12.0%	1,796人	215人
	令和4年1月	22.2%	1,582人	351人

資料出典：千葉県雇用労働課「出産・子育て期における男女労働実態フォロー調査（中間）」（平成20年3月）
 千葉県雇用労働課「出産・子育て期における男女労働実態フォロー調査（最終）」（平成22年3月）
 千葉県雇用労働課「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」（平成24年3月）
 千葉県雇用労働課「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」（平成26年1月）
 千葉県雇用労働課「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」（平成28年1月）
 千葉県雇用労働課「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」（平成30年1月）
 千葉県雇用労働課「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」（令和2年2月）
 千葉県雇用労働課「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」（令和4年1月）

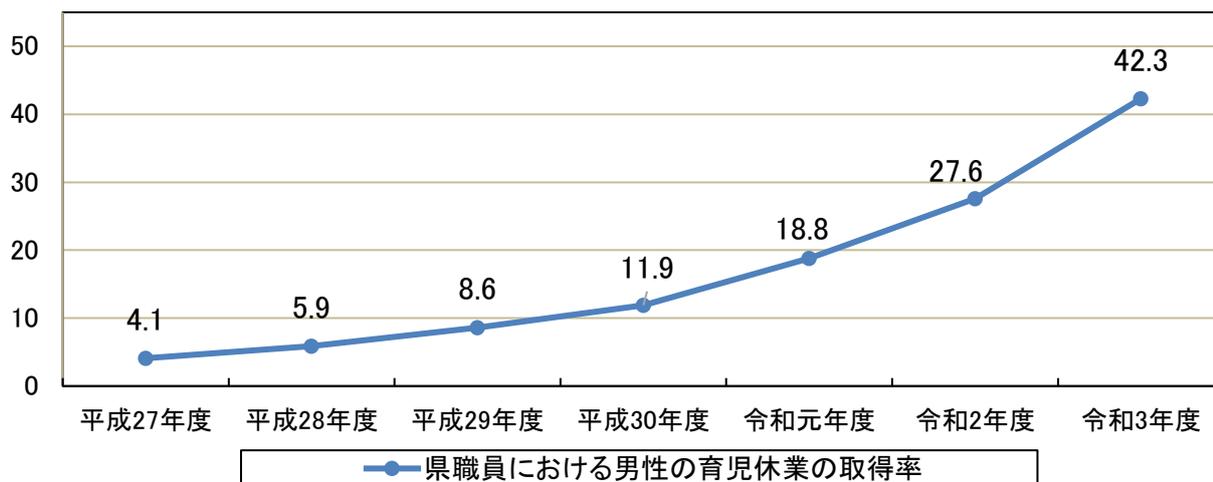
図表50 男女別育児休業取得率（全国）

	本人又は配偶者が出産した 従業員の育児休業取得率	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
女性	出産した者に占める割合	81.5%	81.8%	83.2%	82.2%	83.0%	81.6%	85.1%
男性	配偶者が出産した者に占める割合	2.65%	3.16%	5.14%	6.16%	7.48%	12.65%	13.97%

資料出典：厚生労働省「雇用均等基本調査」

図表51 県職員における男性の育児休業の取得率（千葉県）

(%)

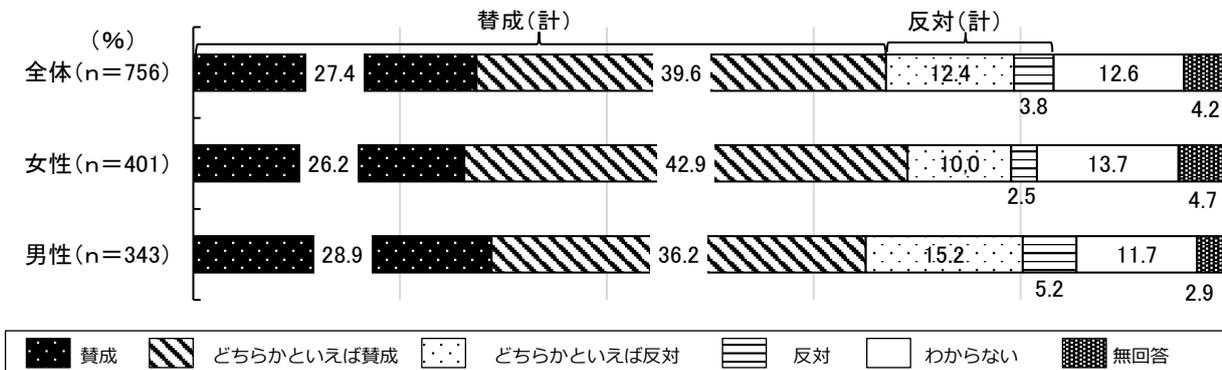


資料出典：特定事業主行動計画策定主体（千葉県知事、千葉県議会議長、千葉県選挙管理委員会、千葉県代表監査委員、千葉県人事委員会、千葉海区漁業調整委員会、千葉県企業局長、千葉県病院局長）
 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第6項に基づく
 特定事業行動計画の実施状況の公表及び同法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報公表」

県民意識調査において、男性の育児休業取得の義務化についての考えを聞いたところ、『賛成（計）』が67.0%、『反対（計）』が16.2%となっており、『賛成（計）』が『反対（計）』を大きく上回っています。

性別でみると、『反対（計）』は男性が女性よりも7.9ポイント高くなっています。

図表52 男性の育児休業取得の義務化についての考え（千葉県）



資料出典：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」（令和元年11月）

県民意識調査において、男性の育児休業取得の義務化に賛成する理由・反対する理由を聞いたところ、賛成する理由は、「女性の子育てに対する負担が軽くなると思うから」が77.3%で最も高く、次いで「子育ては夫婦で行うものだと思うから」が75.5%、「義務化すると取りやすい雰囲気ができるから」が68.2%となっています。

男性の育児休業取得の義務化に反対する理由は、「義務ではなく、夫婦の選択・判断で行うべき」が81.3%で最も高く、次いで「同僚への負担が増えるから」が43.1%、「収入が減少するから」が34.1%となっています。

図表53 男性の育児休業取得の義務化に賛成する理由・反対する理由（千葉県）

<賛成>		n = 506 (複数回答可)	
順位	賛成する理由	件数	(%)
1	女性の子育てに対する負担が軽くなると思うから	391	77.3
2	子育ては夫婦で行うものだと思うから	382	75.5
3	義務化すると、取りやすい雰囲気ができるから	345	68.2

<反対>		n = 123 (複数回答可)	
順位	反対する理由	件数	(%)
1	義務ではなく、夫婦の選択・判断で行うべき	100	81.3
2	同僚への負担が増えるから	53	43.1
3	収入が減少するから	42	34.1

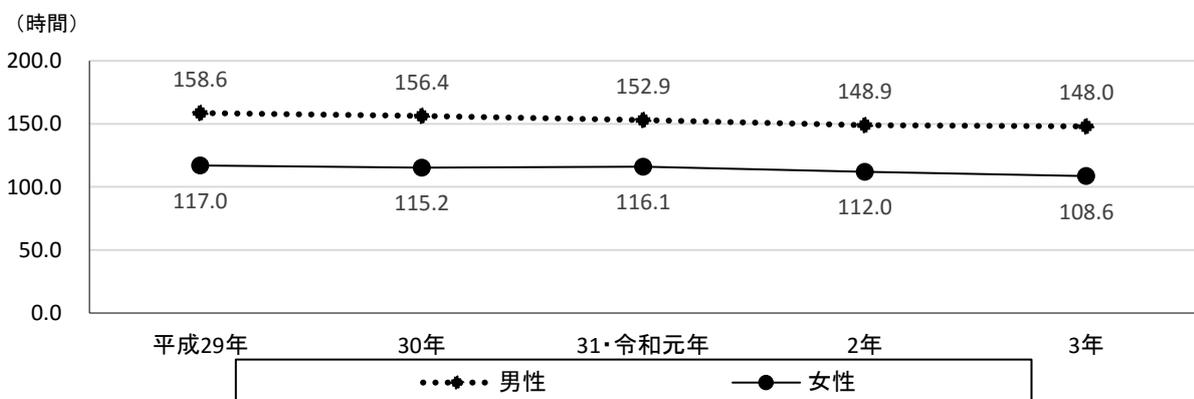
資料出典：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」（令和元年11月）

(3) 労働時間・有給休暇

常用労働者の1人平均月間労働時間は、男女ともに減少傾向にあります。

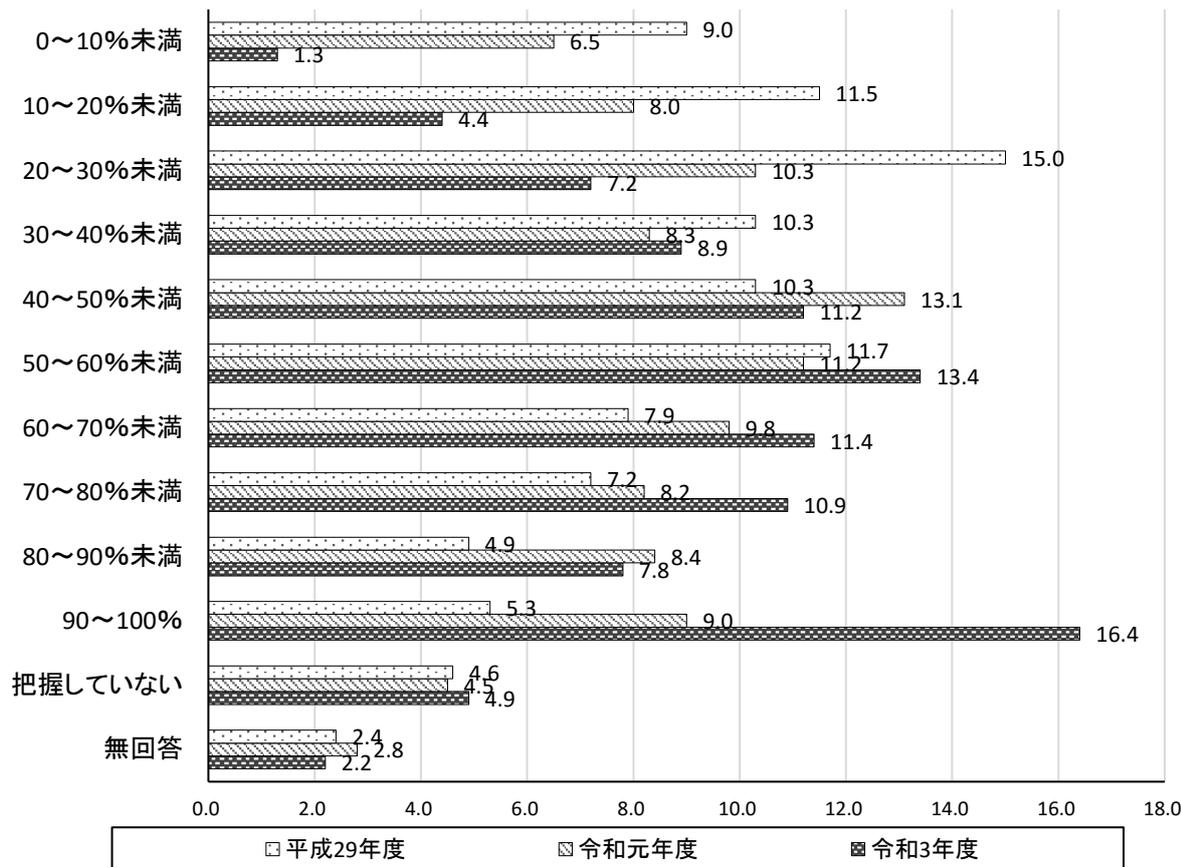
また、従業員の年次有給休暇の平均取得率は、「0～30%未満」が減少傾向となっています。

図表54 常用労働者1人平均月間労働時間（千葉県）



資料出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

図表55 従業員の年次有給休暇の平均取得率（千葉県）



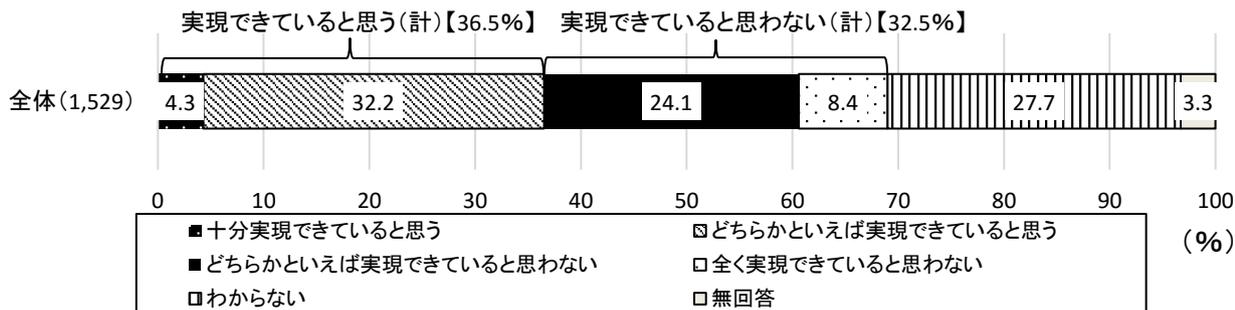
資料出典：千葉県雇用労働課「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」（令和4年1月）

4 ワーク・ライフ・バランスの実現(働き方の見直し)

(1) ワーク・ライフ・バランスの実現度

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現度を調査したところ、「十分実現できていると思う」（4.3%）と「どちらかといえば実現できていると思う」（32.2%）を合わせた『実現できている（計）』が、36.5%となっています。一方、「どちらかといえば実現できていると思わない」（24.1%）と「全く実現できていると思わない」（8.4%）を合わせた『実現できていると思わない（計）』が32.5%でした。

図表56 ワーク・ライフ・バランスの実現度（千葉県）



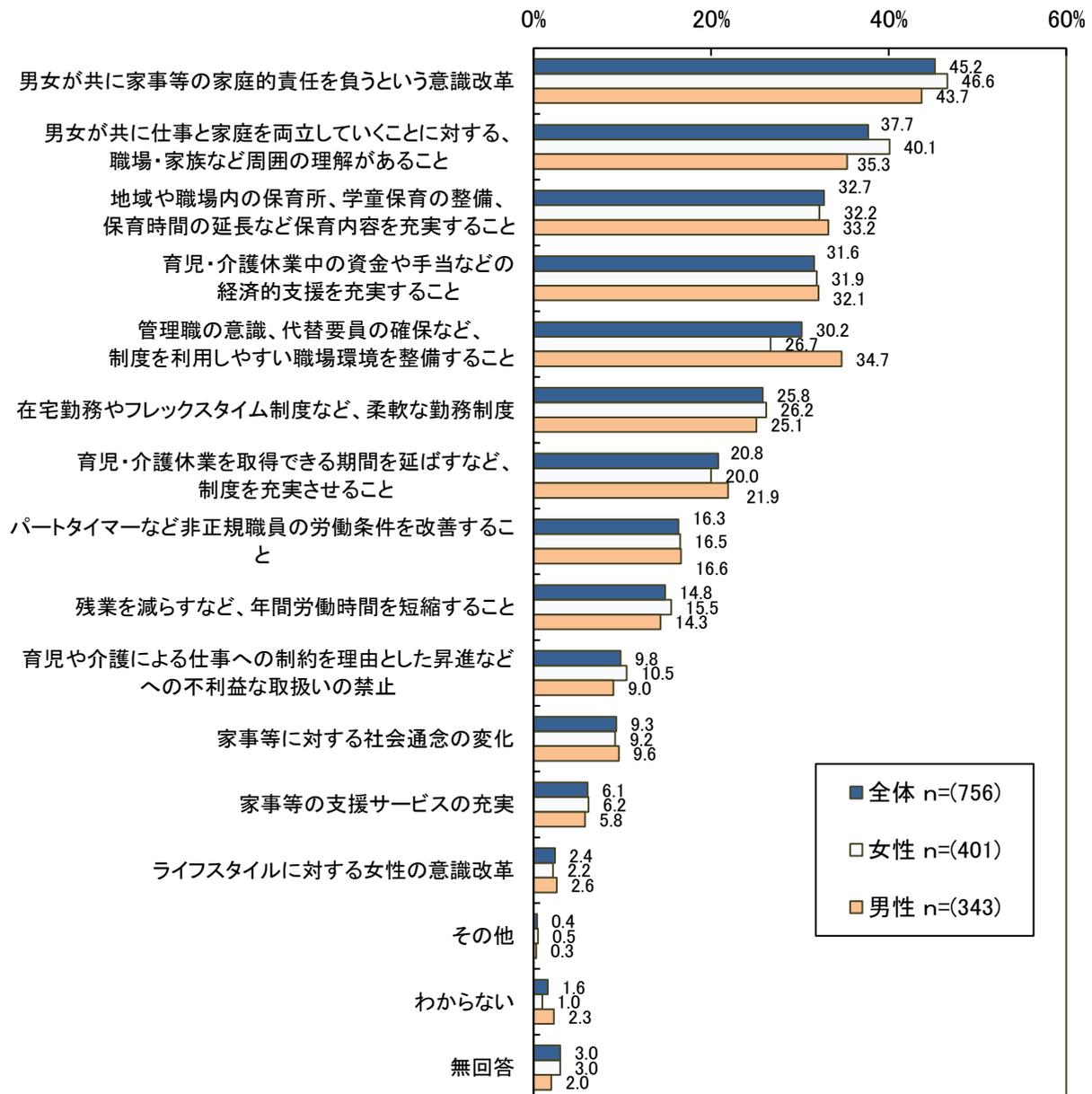
資料出典：千葉県「第61回県政に関する世論調査」（令和2年度）

(2) 仕事と家庭生活の両立のために必要と思う環境整備

県民意識調査において、仕事と家庭生活の両立のために必要と思う環境整備を聞いたところ、「男女が共に家事等の家庭的責任を負うという意識改革」が45.2%で最も高く、次いで「男女が共に仕事と家庭を両立していくことに対する、職場・家族など周囲の理解があること」が37.7%、「地域や職場内の保育所、学童保育の整備、保育時間の延長など保育内容を充実すること」が32.7%となっています。

性別でみると、「管理職の意識、代替要員の確保など、制度を利用しやすい職場環境を整備すること」は男性が女性よりも8.0ポイント高くなっています。一方、「男女が共に仕事と家庭を両立していくことに対する、職場・家族など周囲の理解があること」は女性が男性よりも4.8ポイント高くなっています。

図表57 仕事と家庭生活の両立のために必要と思う環境整備（千葉県）

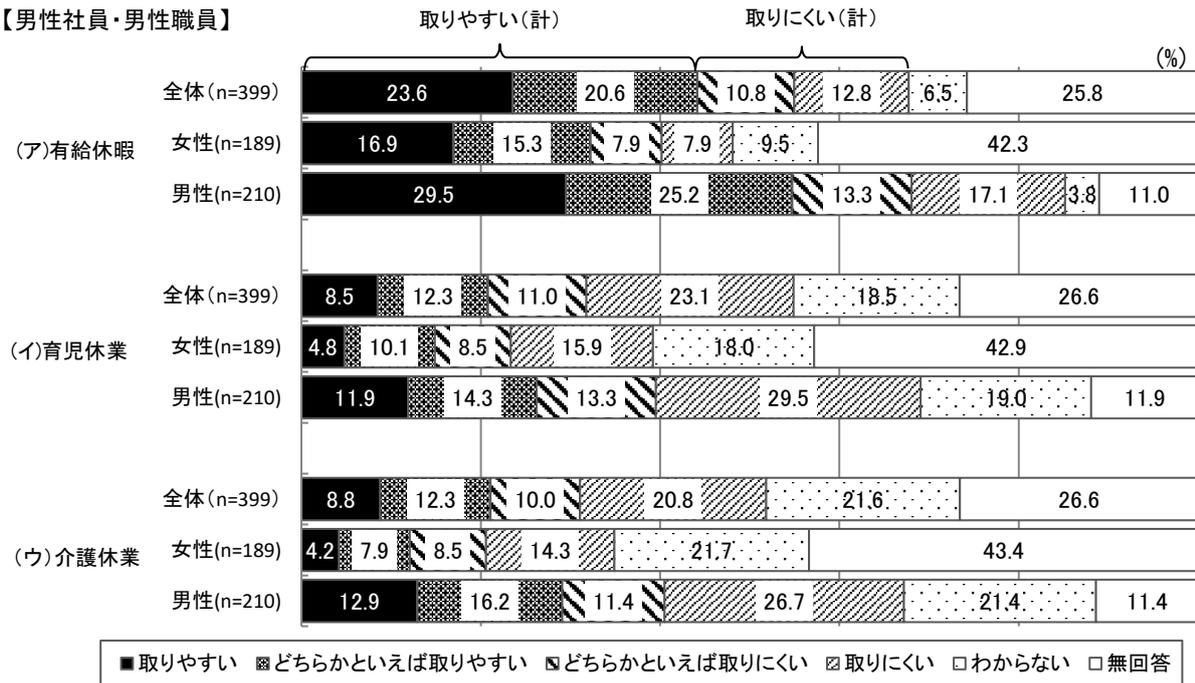


資料出典：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」（令和元年11月）

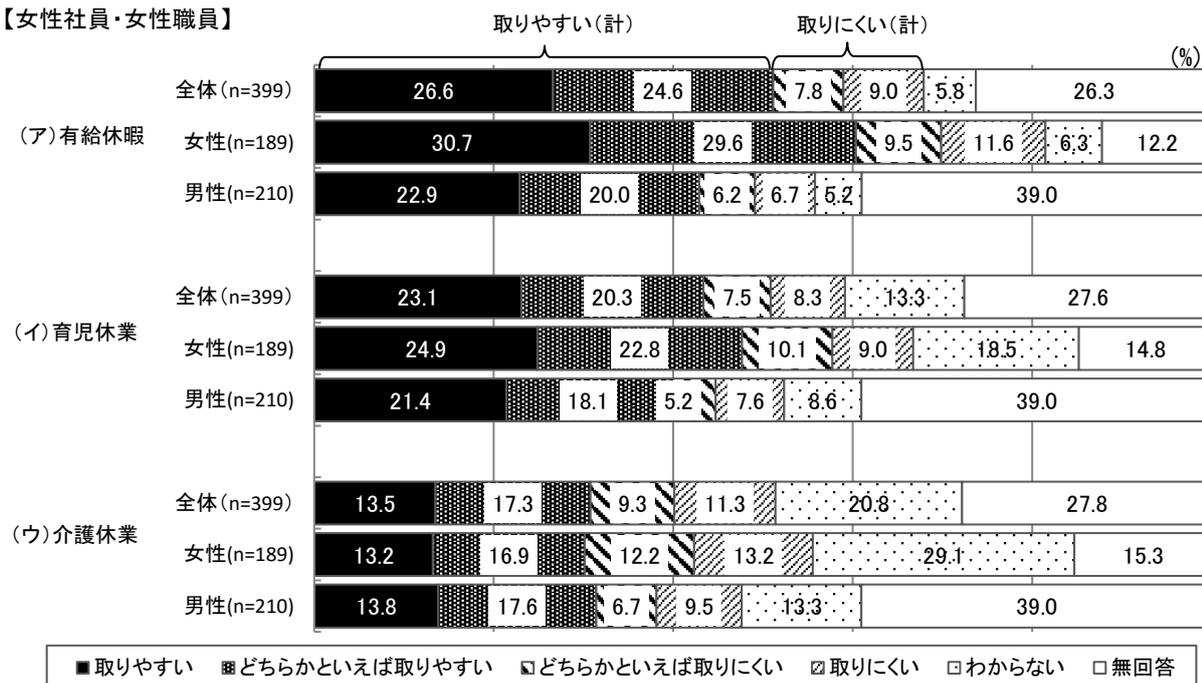
県民意識調査において、有給休暇、育児・介護休業の取りやすさを聞いたところ、『取りやすい(計)』は、どの休暇・休業も女性社員・女性職員が男性社員・男性職員よりも高くなっており、全体では、女性社員・女性職員は、「(ア)有給休暇」が51.2%、「(イ)育児休業」が43.4%、「(ウ)介護休業」が30.8%、男性社員・男性職員は、「(ア)有給休暇」が44.2%、「(イ)育児休業」が20.8%、「(ウ)介護休業」が21.1%となっています。『取りにくい(計)』は、男性社員・男性職員の、「(イ)育児休業」が34.1%、「(ウ)介護休業」が30.8%となっています。

図表58 有給休暇、育児・介護休業の取りやすさ(千葉県)

【男性社員・男性職員】



【女性社員・女性職員】



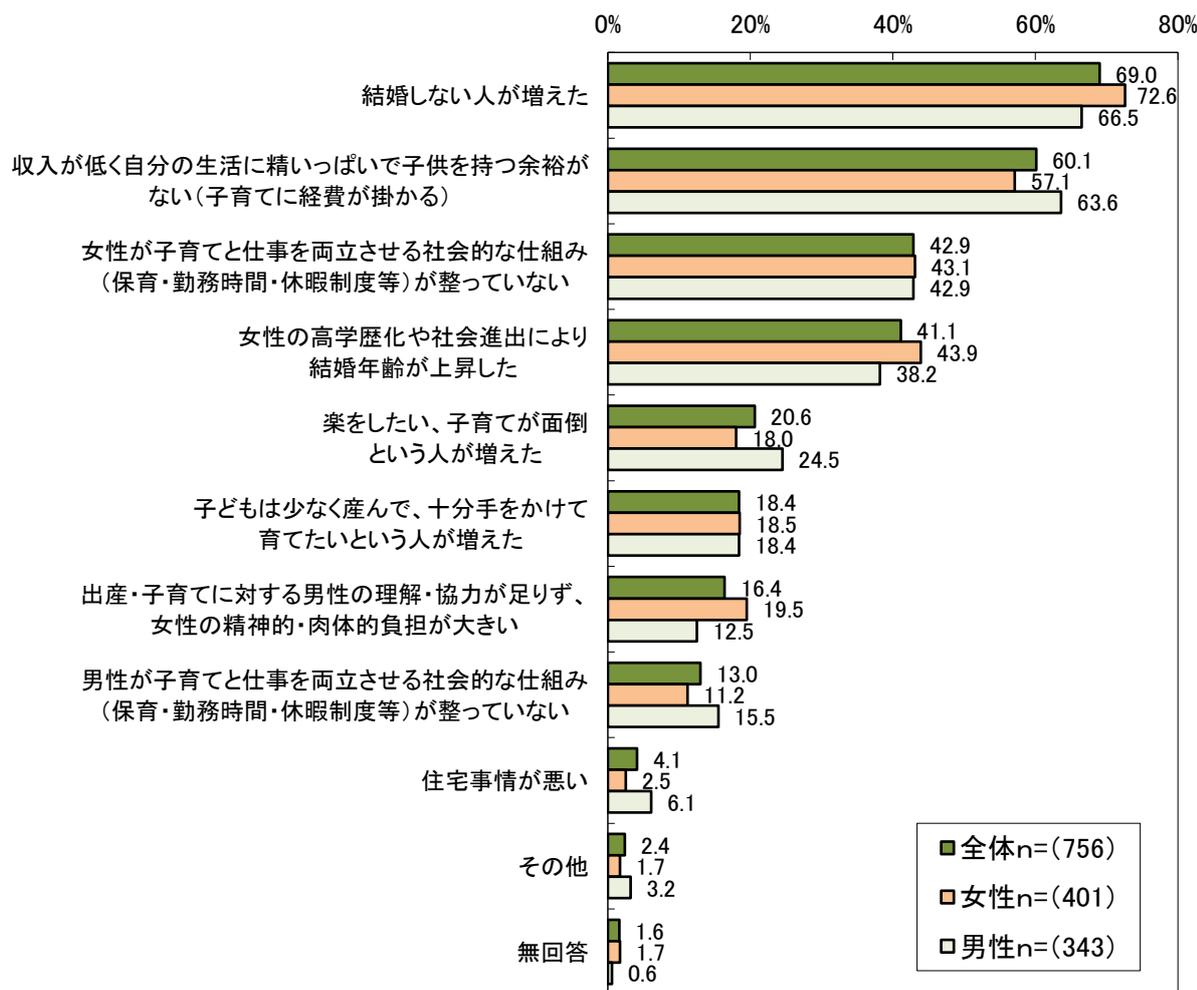
資料出典：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

(3) ワーク・ライフ・バランスと少子高齢化

県民意識調査において、出生率が低下している原因を聞いたところ、「結婚しない人が増えた」が69.0%で最も高く、次いで「収入が低く自分の生活に精いっぱい子供を持つ余裕がない(子育てに経費が掛かる)」が60.1%、「女性が子育てと仕事を両立させる社会的な仕組み(保育・勤務時間・休暇制度等)が整っていない」が42.9%となっています。

性別でみると、「出産・子育てに対する男性の理解・協力が足りず、女性の精神的・肉体的負担が大きい」は女性が男性よりも7.0ポイント高く、「結婚しない人が増えた」も女性が6.1ポイント、「女性の高学歴化や社会進出により結婚年齢が上昇した」も女性が5.7ポイント高くなっています。一方、「収入が低く自分の生活に精いっぱい子供を持つ余裕がない(子育てに経費が掛かる)」、「楽をしたい、子育てが面倒という人が増えた」は男性が女性よりも6.5ポイント高く、「男性が子育てと仕事を両立させる社会的な仕組み(保育・勤務時間・休暇制度等が整っていない)」も男性が4.3ポイント高くなっています。

図表59 出生率低下の原因(千葉県)



資料出典：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

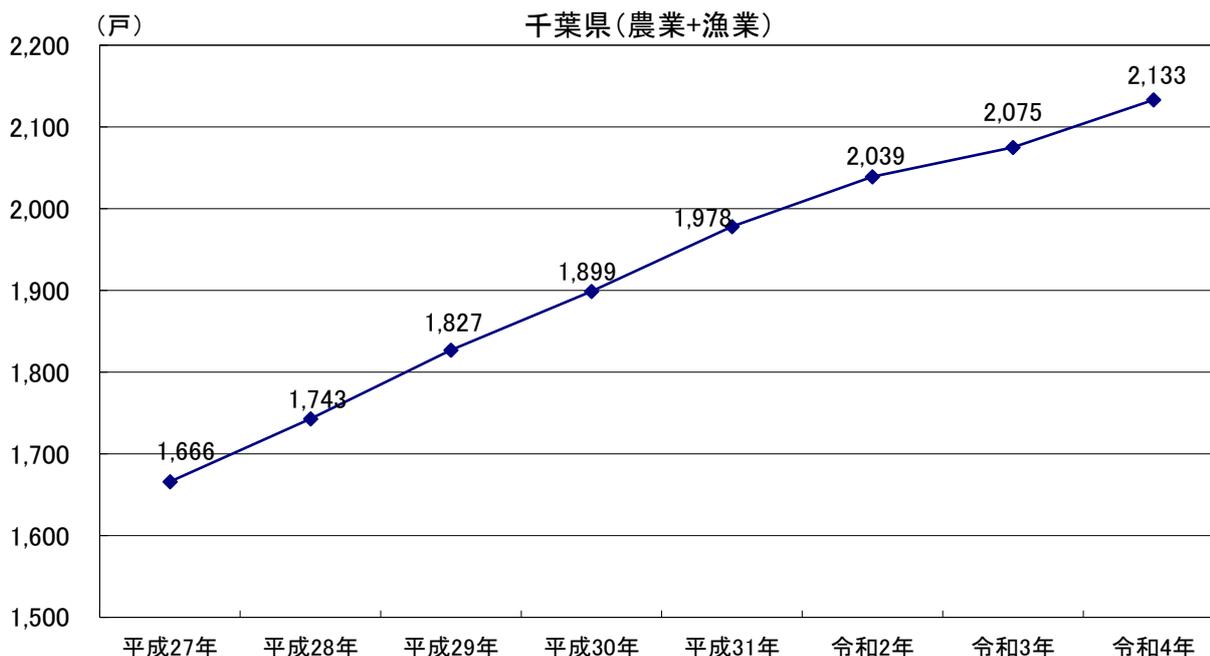
5 自営業者、家族従業者、起業家等に対する支援

(1) 家族経営協定締結数の推移

千葉県の家族経営協定*締結数は、年々増加しています。

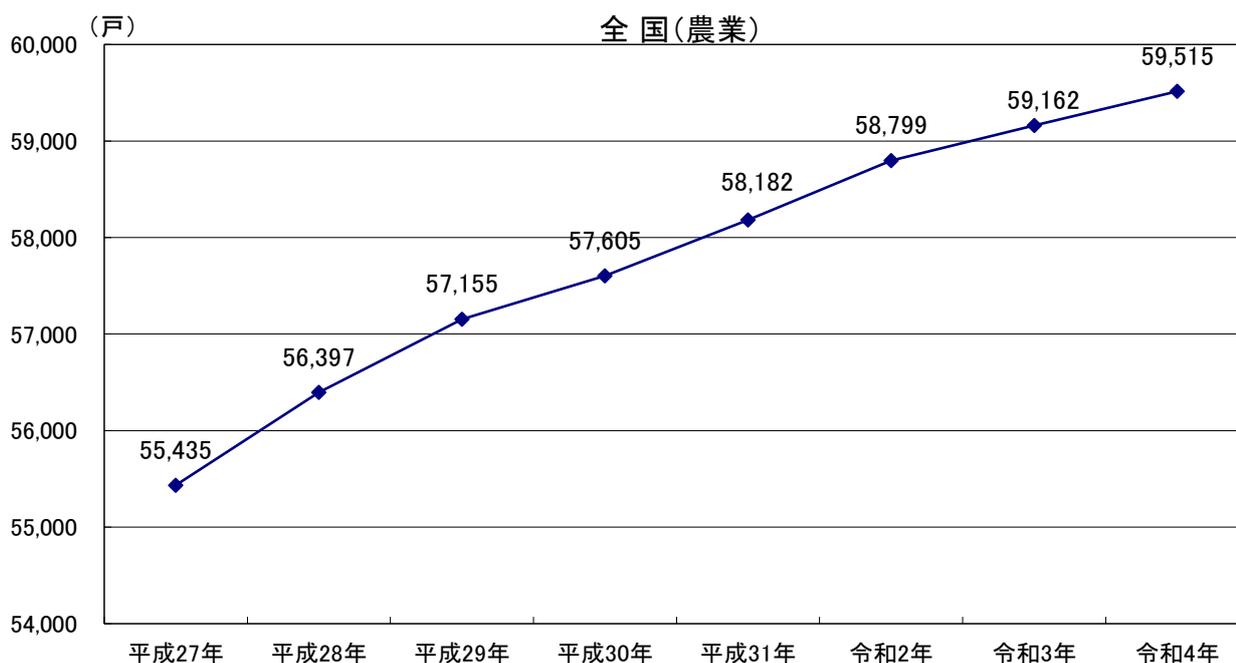
*家族で取り組む農業・漁業経営において、家族の話し合いに基づき経営方針や役割分担、就業条件、就業環境（労働時間、報酬等）などについて取り決めたもの

図表60 家族経営協定締結数の推移（千葉県・全国）



※令和4年の千葉県の家族経営協定締結数の内訳：農業2,132、漁業1

資料出典：千葉県担い手支援課（各年3月31日現在）



資料出典：農林水産省「家族経営協定に関する実態調査」（各年3月31日現在）

(2) 経営者数及び女性起業数

「2020年農林業センサス」によると、千葉県の農業経営者に占める女性の割合は5.7% (全国5.8%) となっています。

また、担い手支援課の調査によると、地域産物を利用した加工品づくりや直売所での販売、農家レストラン経営などの農林漁業関連起業活動で、女性が主たる経営を担っている経営体数は、高齢化等により横ばい傾向にあります。その一方で、6次産業化の推進により、経営の多角化を目指す動きがあります。

図表61 男女別農業経営者数 (千葉県・全国)

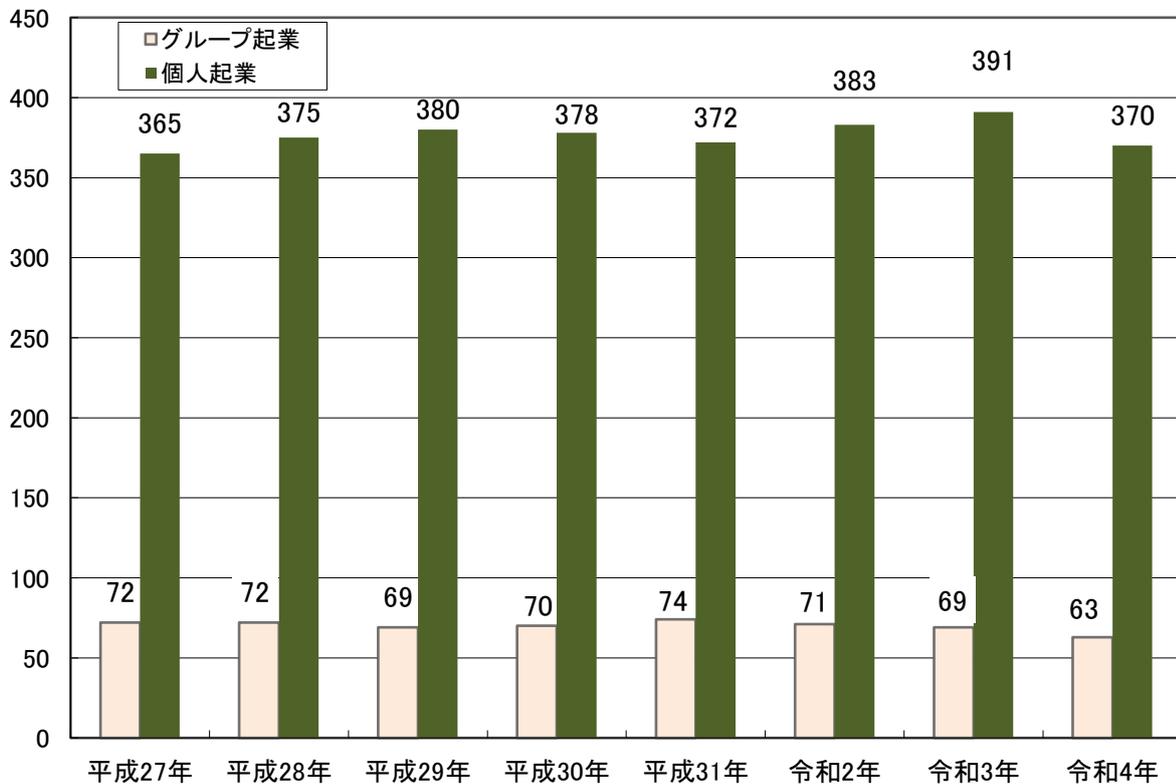
(単位：人)

	総数	女性	男性	女性割合 (%)
千葉県	35,420	2,036	33,384	5.7
全国	1,075,705	62,610	1,013,095	5.8

資料出典：農林水産省「2020年農林業センサス」(令和2年2月1日現在)

図表62 農林漁業関連起業活動において女性が主たる経営を担っている経営体数の推移 (千葉県)

(件)



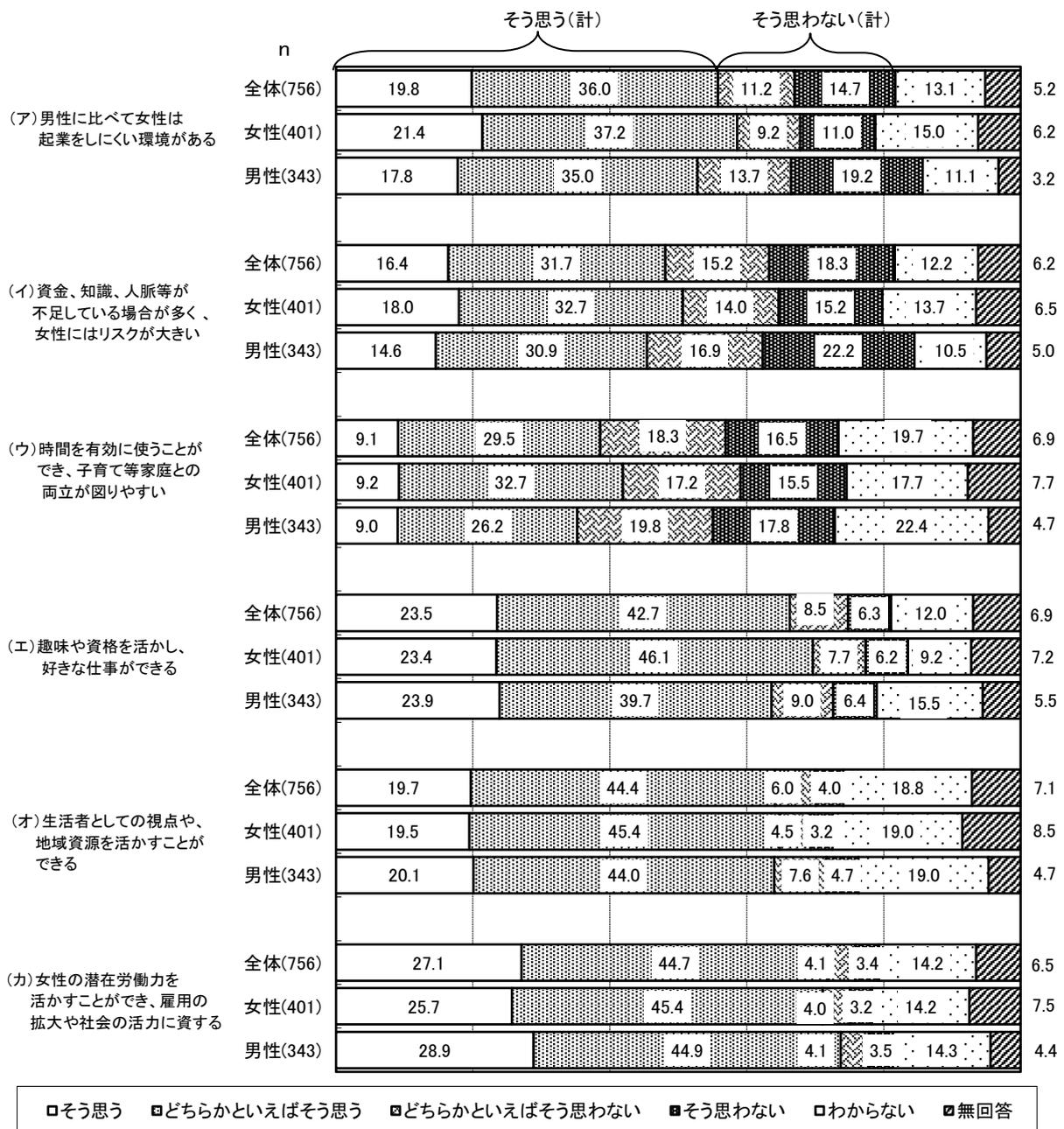
資料出典：千葉県担い手支援課 (各年3月31日現在)

6 女性の起業に関する考え方

県民意識調査において、女性の起業に関する考え方を聞いたところ、「(ア) 男性に比べて女性は企業をしにくい環境がある」について、『そう思う(計)』は55.8%となっています。

また、「趣味や資格を生かし、好きな仕事ができる」について、『そう思う(計)』は66.2%、「(カ) 女性の潜在労働力を生かすことができ、雇用の拡大や社会の活力に資する」について『そう思う(計)』が71.8%となっています。

図表63 女性の起業に関する考え方(千葉県)



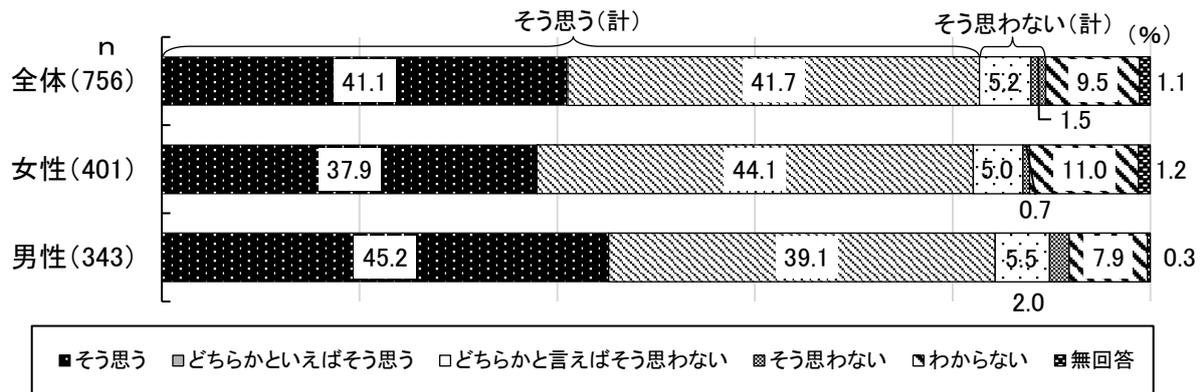
資料出典：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」(令和元年11月)

7 女性の活躍についての考え

県民意識調査において、女性の活躍を推進をした方がよいと思うか聞いたところ、「そう思う（計）」が82.8%、「そう思わない（計）」が6.7%と、「そう思う（計）」が「そう思わない（計）」を大きく上回っています。

性別でみると、「そう思う（計）」は、男性が女性よりも2.3ポイント高くなっています。

図表64 女性の活躍についての考え方(千葉県)



資料出典：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」（令和元年11月）

県民意識調査によると、女性の活躍を推進した方がよい理由は、「女性の意見が反映されることにより、多様な視点が加わり、新たな価値や商品サービスが創造される」が最も高くなっています。

推進しない方がよい理由は、「昇進等は、性別にかかわらず、能力に応じて行うべきである」が最も高くなっています。

図表65 女性の活躍を推進した方がよい理由・推進しない方がよい理由（千葉県） [上位3項目]

〈賛成〉

n = 6 2 6 (複数回答可)

順位	女性の活躍を推進した方がよい理由	件数	(%)
1	女性の意見が反映されることにより、多様な視点が加わり、新たな価値や商品サービスが創造される	498	79.6
2	男女問わず活躍できるようになる	408	65.2
3	人材・労働力の確保につながり、社会全体に活力を与えることができる	328	52.4

〈反対〉

n = 5 0 (複数回答可)

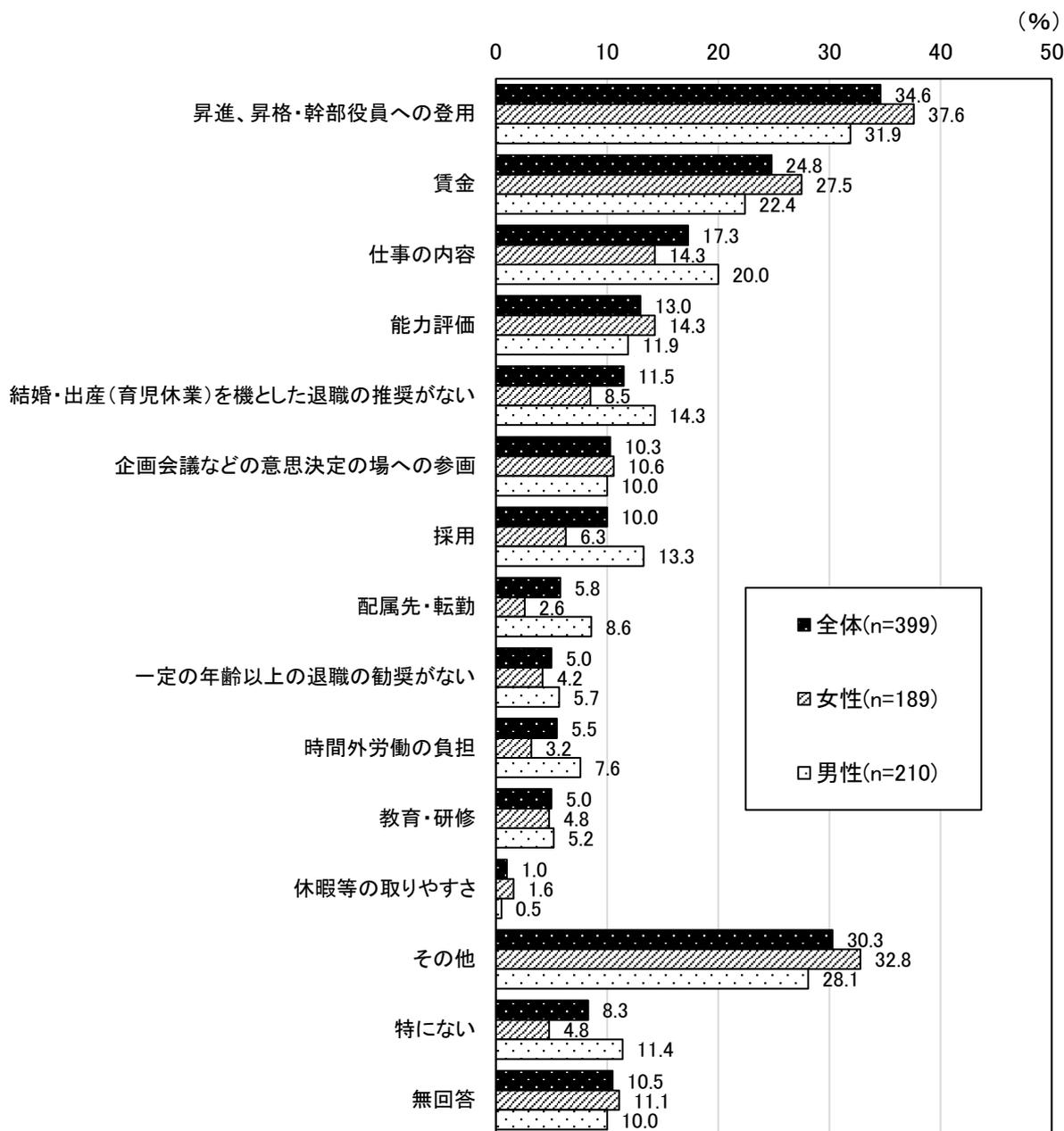
順位	女性の活躍を推進しない方がよい理由	件数	(%)
1	昇進等は、性別にかかわらず、能力に応じて行うべきである	31	62.0
2	家事も立派な仕事であり、必ずしも外で働く必要はない	21	42.0
3	今より仕事が優先され、家庭生活に支障を来すことが多くなる	17	34.0

資料出典：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」（令和元年11月）

県民意識調査において、職場で仕事内容や待遇面の運用などで男性が優遇されていると思うことを聞いたところ、「昇進、昇格・幹部役員への登用」が34.6%で最も高く、次いで「賃金」が24.8%、「仕事の内容」が17.3%となっています。

性別で見ると、「採用」は男性が女性よりも7.0ポイント高く、「配属先・転勤」も男性が6.0ポイント、「結婚・出産（育児休業）を機とした退職の勧奨がない」も男性が5.8ポイント、「仕事の内容」も男性が5.7ポイント高くなっています。一方、「昇進、昇格・幹部役員への登用」は女性が男性よりも5.7ポイント高く、「賃金」も女性が5.1ポイント高くなっています。

図表66 職場で仕事内容や待遇面の運用などで男性が優遇されていると思うこと（千葉県）

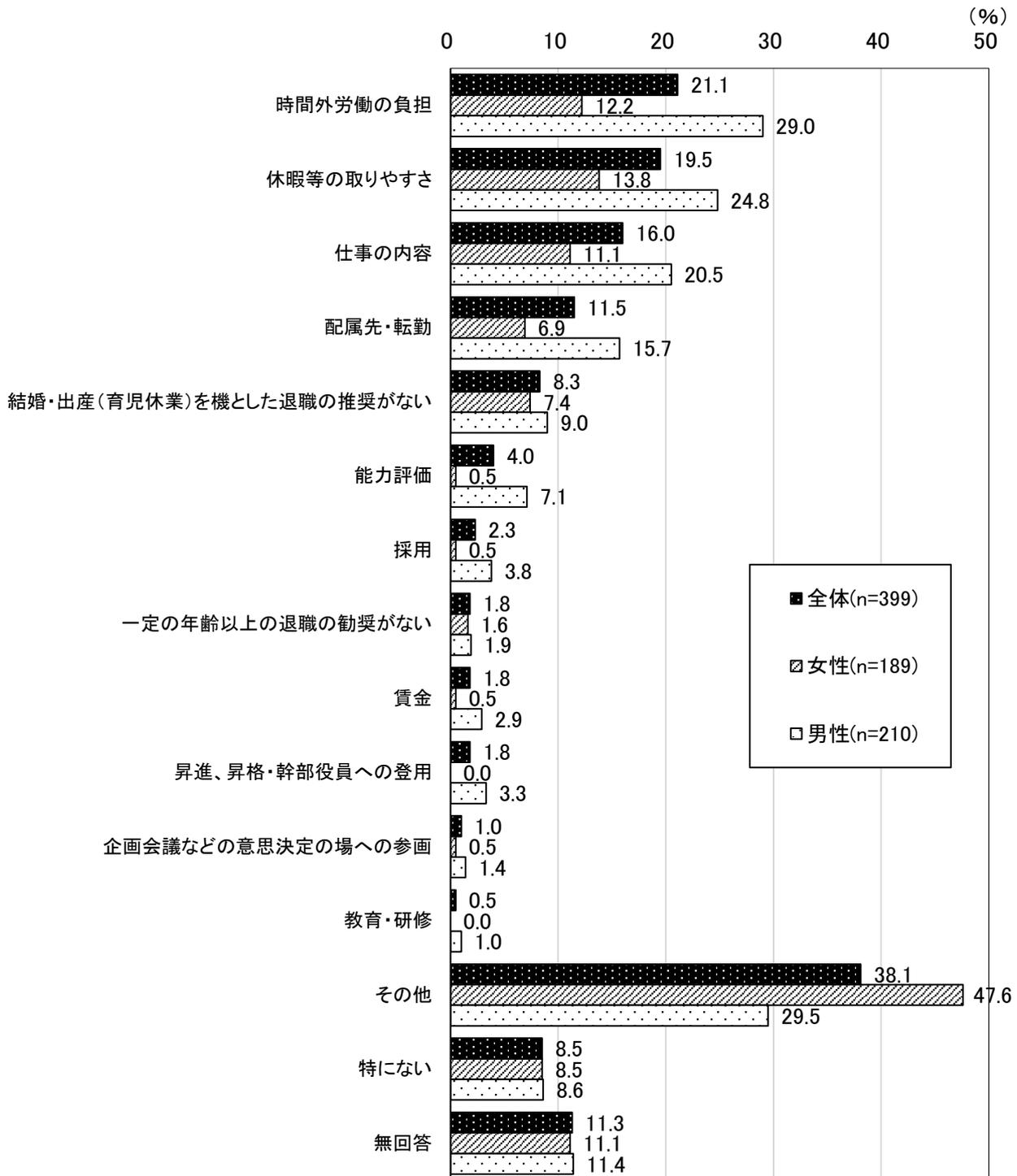


資料出典：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」（令和元年11月）

県民意識調査において、職場で仕事内容や待遇面の運用などで女性が優遇されていると思うことを聞いたところ、「時間外労働の負担」が21.1%で最も高く、次いで「休暇等の取りやすさ」が19.5%、「仕事の内容」が16.0%となっています。

性別で見ると、「時間外労働の負担」は男性が女性よりも16.8ポイント高く、「休暇等の取りやすさ」も男性が11.0ポイント、「仕事の内容」も男性が9.4ポイント高くなっています。

図表67 職場で仕事内容や待遇面の運用などで女性が優遇されていると思うこと（千葉県）



資料出典：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査報告書」（令和元年11月）